１　相談窓口

障害をお持ちの方や難病の方等が利用できる主な相談窓口をご紹介します。

名称	所在地	電話	備考
碧南市役所 福祉課	碧南市松本町２８	0566-41-3311 FAX 48-2940	障害者、難病患者、障害福祉サービスに関すること等。
碧南市役所 児童課	碧南市松本町２８	0566-41-3311 FAX 48-2940	１８歳未満の児童の療育手帳等に関すること等。
碧南ふれあい相談支援事業所（碧南市社会福祉協議会）	碧南市山神町８－３５	0566-46-3702 FAX 48-6522	どなたでも。
永井　昭三	碧南市幸町３－７１	0566-41-8371	身体障害者相談員。身体障害に関すること。 【詳しくは８６頁へ】
加藤　とみ子	碧南市西山町７－１０５－６	0566-41-7554	
牧野　昭彦	碧南市道場山町３－３４－２	0566-42-1596	知的障害者相談員。知的障害に関すること。 【詳しくは８６頁へ】
伊藤　里美	碧南市神有町６－１０３	0566-41-4897	
西三河児童・障害者相談センター	岡崎市明大寺本町１－４　西三河総合庁舎９階	0564-27-2779 FAX 22-2902	身体障害、１８歳以上の知的障害に関すること等
刈谷児童相談センター	刈谷市神田町１－３－４	0566-22-7111 FAX 22-7112	１８歳未満の知的障害に関すること等。
衣浦東部保健所	刈谷市大手町１－１２	0566-21-4778 FAX 25-1470	精神障害、難病に関すること等。
愛知県精神保健福祉センター	名古屋市中区三の丸３－２－１	052-962-5377 FAX 962-5375	精神障害、ひきこもり、心の悩みに関すること等
あいち発達障害者支援センター	春日井市神屋町７１３－８　愛知県コロニー内	0568-88-0849 FAX 88-0964	発達障害に関すること。 【詳しくは８７頁へ】
民生委員・児童委員	お住まいの地域により担当者が異なります。福祉課へお尋ねください。		生活に関すること等。

上記は主な相談窓口であり、これら以外で相談ができないわけではありません。サービスを利用している場合は、その利用している事業所等で相談をすることもできます。

秘密はいずれの相談窓口でも厳守されます。相談窓口を上手に利用しましょう。

2　身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障害があることを証明するとともに、身体障害者の方がお使いになる福祉サービス等の基本となるものです。

申請される場合は、次により手続きをおとりください。手帳の交付後に障害の程度に変更があった場合、新たな障害が加わった場合にも、申請時と同様の手続きが必要になります。

◆ 対象者

身体に障害がある方。

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　福祉課

◆ 申請に必要なもの

① 身体障害者手帳交付申請書（福祉課窓口でお渡しします。）
② 身体障害者指定医師が記載した手帳用診断書
③ 写真１枚（縦４cm×横３cm。正面向き、上半身、脱帽、無背景で１年以内に撮影したもの。サングラス着用は不可。）
④ 印鑑

◆ 申請の流れ

① まず、主治医の先生に、身体障害者手帳が取得できる程度の障害があるかどうか確認をしてください。
② 該当する障害の手帳用診断書を福祉課窓口でお渡ししますので、身体障害者指定医師（※福祉課で確認してください。）に診断書を記載してもらってください。
③ 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、福祉課窓口で申請してください。
④ 愛知県において障害の判定が行われ、手帳が発行されます。
⑤ 手帳が市に届き次第、通知しますので来庁してください。福祉課窓口で手帳をお渡しします。（お手元に手帳が届くまで約１ヶ月～２ヶ月程度かかります。）

◆ その他

・ 住所・氏名の変更、死亡、再判定が必要な障害の場合の再判定等、障害者の方に異動があった場合は、必ず市役所で手続きをおとりください。必要な書類はその都度ご案内します。
・ 手帳を破損又は紛失した等の場合は手帳の再交付申請ができます。現在の身体障害者手帳と写真、印鑑をお持ちになり、市役所で手続きをおとりください。

３　療育手帳

療育手帳は、知的な障害があることを証明するとともに、知的障害者の方がお使いになる福祉サービス等の基本となるものです。

申請される場合は、次により手続きをおとりください。

◆ 対象者

知的障害がある方。

◆ 申請先・問い合わせ先

１８歳未満の方：碧南市役所　児童課

１８歳以上の方：碧南市役所　福祉課

◆ 申請に必要なもの

① 療育手帳交付申請書（福祉課窓口でお渡しします。）

② 写真１枚（縦４cm×横３cm。正面向き、上半身、脱帽、無背景で１年以内に撮影したもの。サングラス着用は不可。）

③ 印鑑

◆ 申請の流れ

① １８歳未満の方の場合は、まず、療育手帳の取得について、児童課窓口でご相談ください。１８歳以上の方が、１８歳以上になってから新たに療育手帳を取得する場合は、特別な手続きになりますので、福祉課窓口でまずご相談ください。

② 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。

③ 児童相談センター、児童・障害者相談センターによる心理判定を受けます。

④ 愛知県において障害の判定が行われ、手帳が発行されます。

⑤ 手帳が市に届き次第、通知しますので来庁してください。福祉課窓口で手帳をお渡しします。（お手元に手帳が届くまで約１ヶ月～２ヶ月程度かかります。）

◆ その他

・ 療育手帳は、障害の程度を確認するため、「再判定」の手続きが必要です。再判定の時期は手帳に記載されます。再判定の時期になりましたら、市役所から連絡します。

・ 住所・氏名の変更、死亡等、障害者の方に異動があった場合は、必ず市役所で手続きをおとりください。必要な書類はその都度ご案内します。

・ 手帳を破損又は紛失した等の場合は手帳の再交付申請ができます。現在の療育手帳と写真、印鑑をお持ちになり、市役所で手続きをおとりください。

４　精神障害者保健福祉手帳

　精神障害者保健福祉手帳は、精神的な障害があることを証明するとともに、精神障害者の方がお使いになる福祉サービス等の基本となるものです。
　申請される場合は、次により手続きをおとりください。

◆ 対象者

精神障害がある方。

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　福祉課

◆ 申請に必要なもの

① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書（福祉課窓口でお渡しします。）
② 写真１枚（縦４cm×横３cm。正面向き、上半身、脱帽、無背景で１年以内に撮影したもの。サングラス着用は不可。）
③ 精神障害者保健福祉手帳用診断書又は年金証書の写しと照会同意書
④ 印鑑

◆ 申請の流れ

① かかりつけの精神科等において、手帳取得について相談し、精神障害者保健福祉手帳用診断書（※福祉課窓口でお渡しします。病院で備え付けていることもあります。）を作成してもらいます。
② 精神障害を理由とする障害年金を受給中の方は、診断書に代えて年金証書を提示することで申請をすることができます。その場合、年金の等級がそのまま手帳の等級になります。
③ 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、福祉課窓口で申請してください。
④ 愛知県において障害の判定が行われ、手帳が発行されます。
⑤ 手帳が届き次第、通知しますので来庁してください。福祉課窓口で手帳をお渡しします。（お手元に手帳が届くまで約１ヶ月～２ヶ月程度かかります。）

◆ その他

・ 精神障害者保健福祉手帳は、障害の程度を確認するため有効期限があります。有効期限の３ヶ月前から更新の手続きができます。忘れずに手続きをおとりください。
・ 住所・氏名の変更、死亡等、障害者の方に異動があった場合は、必ず市役所で手続きをおとりください。必要な書類はその都度ご案内します。
・ 手帳を破損した又は紛失した等の場合は手帳の再交付申請ができます。現在の手帳と写真、印鑑をお持ちになり、市役所で手続きをおとりください。

５　障害者自立支援制度

◆ 身体・知的・精神障害者（児）福祉

平成１５年度より利用者自らがサービス事業者を自由に選択し、契約によってサービスを利用することとなる自己決定を尊重した「支援費制度」が始まりましたが、障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくい、サービスが行き届かない等様々な課題がありました。そのような課題を克服し、障害のある人々の自立を支えるために平成１８年４月より障害者自立支援法が施行されました。

◆ 自立支援制度のしくみ

自立支援制度では、利用者とサービス事業者、市、県、国が協力して障害のある人々の自立を支えます。基本的な仕組みは以下のとおりです。

① 障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）に関らず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
② 障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
③ サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
④ 就労支援を抜本的に強化
⑤ 支給決定の仕組みを透明化、明確化

◆ 対象となるサービス

対象となるサービスは、大きく分けて「自立支援給付」「地域生活支援事業」の２つに分かれます。介護保険対象者については、介護保険による給付等が優先されます。

●自立支援給付

【訪問系サービス】

① 居宅介護

ホームヘルパーが自宅に訪問して入浴、排せつ、食事の介護を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

③ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

④ 重度障害者等包括支援
　介護の必要性が特に高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

【日中活動系サービス】

⑤ 生活介護
　常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

⑥ 自立訓練（機能・生活訓練）
　自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑦ 就労移行支援
　一般就労等を希望し、企業等への雇用や在宅就労が見込まれる人（６５歳未満）や一般企業等への就労を希望する人に、必要な訓練を行います。

⑧ 就労継続支援Ａ・Ｂ型
　一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑨ 療養介護
　病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする人に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

⑩ 児童デイサービス
　障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

⑪ 短期入所
　自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【居住系サービス】

⑫ 共同生活援助（グループホーム）
　知的・精神障害者に夜間や休日等の共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助を行います。

⑬ 共同生活介護（ケアホーム）
　知的・精神障害者に夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

⑭ 施設入所支援
　生活能力上、単身の生活が困難な人や地域の社会資源の状況から通所が困難な人、施設に入所している人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【旧法施設支援】（経過措置により、平成２３年度末までに新体系に移行する施設です。）

⑮ 通所施設
　身体障害者授産施設、知的障害者授産施設、知的障害者更生施設等。

⑯ 入所施設

身体障害者療護施設、知的障害者入所更生施設等。

●地域生活支援事業

① 移動支援事業

屋外への移動が困難な障害者等が社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動などでの外出を支援します。

② 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターで基礎的事業として実施される創作的活動、生産活動に加え、相談、啓発事業を行います。

③ 日中一時支援事業

日中において監護する者がいないため、見守り等が必要な者に日中活動の場の提供をしたり、見守り及び社会適応訓練を行います。

④ 生活サポート事業

介護給付費支給決定者以外の者で日常生活に関する支援を行います。

⑤ 相談支援事業

障害のある人、その保護者・介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のための支援などを行います。

⑥ コミュニケーション支援事業

障害により意思疎通を図ることに支障のある障害者等に手話通訳者等を設置・派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

⑦ 日常生活用具給付事業

重度障害者に自立生活支援用具等を給付します。

⑧ 訪問入浴サービス事業

入浴が困難な重度身体障害者の居宅を訪問し入浴介護を行います。

⑨ 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び施設において更生訓練を受けている者に対し更生訓練費を支給します。

⑩ 声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障害者に対し広報をテープに録音し、配布します。

⑪ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

心身障害者福祉センター等でスポーツ・レクリエーション教室を開催します。

⑫ 芸術・文化講座開催等事業

心身障害者福祉センター等で各種講座を開催します。

⑬ 自動車運転免許取得費助成事業

身体障害者手帳所持者で就労、通院等のため免許を取得しようとする者に対し自動車運転免許取得費用を助成（限度額１０万円）します。

⑭ 自動車改造費助成事業

身体障害者手帳所持者で自ら所有し、運転する自動車の改造が必要な者に対し自動車改造費用の助成（限度額１０万円）をします。

◆ 制度利用の流れ

自立支援制度でサービスを受ける（５～６頁記載の「自立支援給付」のサービスすべてと「地域生活支援事業」の①～④のサービス）ためには、市役所福祉課に支給申請を行い、支給決定を受け、受給者証の交付を受ける必要があります。

① まずは相談しましょう

サービスの利用を希望する人は、相談支援事業所等でサービスの利用に関する相談や事業所に関する相談を受けることができます。

主な相談窓口は【１頁　「１　相談窓口」】でご確認ください。

② 利用申請をしましょう。

必要なサービスを選択し、申請をします。

◆申請先　碧南市役所　福祉課

◆申請者　利用者本人（本人が１８歳未満の場合は保護者）

※本人の申請が困難な場合は、申請の代行や代理人による申請も可。

◆必要なもの　使用するサービス、家庭状況、収入状況等により異なるため、その都度お問い合わせください。

③ 調査が行われます。

利用者の心身の状況や介護を行う方の状況などについて、認定調査員が利用者本人又は保護者から聞き取り調査を行います。

④ 一次判定が行われます。

調査結果に応じて市で一次判定行います。

⑤ 二次判定が行われます。

一次判定の結果及び医師の意見書をもとに、審査会を開き二次判定を行います。審査会は、障害保健福祉をよく知る委員で構成されます。

⑥ 障害程度区分が認定されます。

審査会の結果を受けて、障害程度区分が認定されます。

障害程度区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す６段階の区分（区分１～６：区分６の方が必要度が高い）です。介護給付の必要度に応じて適切なサービスが受けられるよう導入されています。

※　１８歳未満の児童の場合は、⑤⑥は省略され、障害程度区分の認定は行いません。短期入所の利用希望がある場合は、短期入所に係る区分の判定をします。

⑦ サービス利用意向の聴取を行います。

これまでの認定結果を基にサービス利用意向の聴取を行います。必要に応じて審査会

に意見を求めます。

⑧ 支給が決定され、「受給者証」が交付されます。

聞き取りをおこなった内容を審査し、支給が適当と認められたときは、サービスの量（支給量）や期間（支給期間）、利用者負担額などが決定され、その内容が記載された「受給者証」が交付されます。

◆自立支援給付の場合・・・・「障害福祉サービス受給者証」
◆地域生活支援事業の場合・・「地域生活支援事業受給者証」

⑨ 事業者・施設と契約します。

支給が決定したら、事業者・施設に「受給者証」を提示して、サービスを利用するための契約を結びます。契約はサービス内容をよく確認してから行いましょう。

⑩ サービスを利用します。

サービスは決められた量（支給量）や期間（支給期間）の範囲内で利用ができます。利用者も事業者・施設も利用状況を確認しておくことが必要です。

⑪ 利用者負担額を支払います。

利用者又は扶養義務者は、サービス利用料のうち１割を事業者・施設に支払います。また、個別に利用者負担上限月額が設定されます。

◆ 利用者負担額

サービス利用料の１割を負担していただきます。また、所得に応じて４区分の月額負担上限額が設定され、一月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

● 利用者負担上限月額

所得区分	対象者	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の人	０円
低所得１	市民税非課税世帯で、障害者又は障害児の保護者の年収が８０万円以下の人	１５，０００円
低所得２	市民税非課税世帯で、低所得１に該当しない人	２４，６００円
一　般	市民税課税世帯の人	３７，２００円

※「世帯」とは、原則、住民票上の世帯をいいます。ただし、住民票が同一世帯でも税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害者及び配偶者は別世帯とすることができます。(世帯の特例)
※「市民税非課税世帯」とは、世帯員全員が市民税非課税である世帯をいいます。
※同じ世帯の中で複数の方がサービスを利用しても、４区分の月額負担上限額は同じです。

● 利用者負担上限月額減額措置

一定の条件を満たしている場合は様々な軽減措置があります。

① 障害者通所施設、在宅サービス利用者（平成２０年６月までの予定）

障害者通所施設、在宅サービス利用者であって、資産が一定以下であれば、利用負担上限月額を概ね１／４まで引き下げます。

所得区分	対象者	軽減適用前の負担上限月額	軽減的養護の負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の人	０円	０円
低所得１	市民税非課税世帯で、障害者又は障害児の保護者の年収が８０万円以下の人	１５，０００円	３，７５０円
低所得２	市民税非課税世帯で、低所得１に該当しない人	２４，６００円	訪問系サービス ６，１５０円
			日中活動サービス・通所施設 ６，１５０円
一　般	市民税課税世帯の人	３７，２００円	９，３００円

※一般の世帯の方は、市民税の所得割の世帯合計１６万円未満が対象です。

② 施設入所者、グループホーム・ケアホーム利用者

施設入所者（２０歳以上)、グループホーム・ケアホーム利用者で、所得・住所・資産用件を満たしている場合､定率負担部分を軽減する個別減免があります｡また、就労等収入がある人でも収入が年間２８．８万円（これを超えた部分の３０％を含む。）まで確実に手元に残るように上限額が設定されます。

③ 生活保護への移行防止措置

負担軽減策を講じても、定率負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額負担上限額や食費等実費負担額を引き下げます。

６　補装具

補装具とは、身体障害者(児)の身体機能の失われた部分を補うための器具で、補装具の交付や修理のための費用の助成（補装具費の支給）を受けることができます。

◆ 補装具費の対象となる物品

義肢（義手、義足）、装具（下肢、靴型、体幹、上肢）、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、座位保持いす、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置

◆ 対象者・問い合わせ先

身体障害者手帳を所持している方。

※ 障害の内容、程度、年齢等により対象にならない補装具があります。事前にご確認ください。

※ 介護保険制度の対象者の場合は、介護保険制度での貸与が優先となります。

※ 世帯の中に市町村民税所得割の額が４６万円以上の方がいる場合は支給対象外となります。

◆ 申請先

碧南市役所　福祉課

◆ 申請に必要なもの

① 補装具費支給申請書（福祉課窓口でお渡しします。）
② 印鑑
③ 見積書（※市と契約している事業者であることが必要です。事前にご確認ください。）
④ 所得、収入を確認するための書類（所得区分によって異なります。）
⑤ その他補装具の種類、内容によって必要な書類（事前にご確認ください。）

◆ 申請の流れ

① 医師・補装具業者等と補装具の作成について相談し、業者に見積書を作成してもらいます。
② 上記の「申請に必要なもの」を市役所福祉課に提出します。
③ 補装具の種類、内容によって、西三河児童障害者相談センターで判定を受けます。
④ 市から補装具費支給決定通知書及び補装具費支給券が交付されます。
⑤ 業者と契約を結び、自己負担額を業者に支払います。
⑥ 業者が自己負担額を除いた費用を市役所に請求します。

◆ **費用**

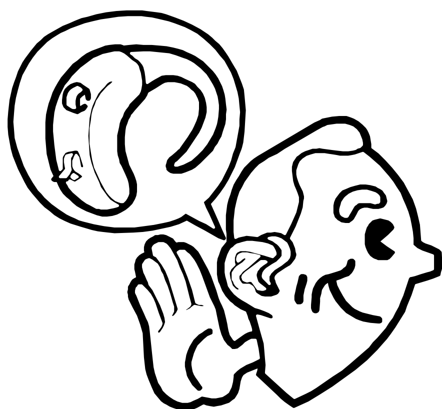
補装具作成にかかった費用の１割を自己負担していただきます。ただし、世帯の所得に応じて次の４区分の負担上限月額が設定されます。

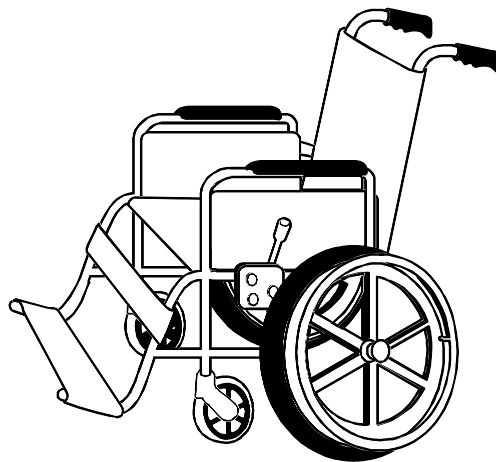
● 利用者負担上限月額

所得区分	対象者	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の人	０円
低所得１	市民税非課税世帯で、障害者又は障害児の保護者の年収が８０万円以下の人	１５，０００円
低所得２	市民税非課税世帯で、低所得１に該当しない人	２４，６００円
一　般	市民税課税世帯の人	３７，２００円

所得を判断する際の世帯の範囲は住民基本台帳での世帯が基本ですが、住民票で同じ世帯となっていても税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害のある方とその配偶者を別世帯の扱いとすることができます。

また、こうした負担軽減措置を講じても、定率負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げます。





7　日常生活用具

日常生活用具とは、日常生活を送る上で、障害があることにより必要となる用具で、日常生活用具の助成（日常生活用具の支給）を受けることができます。

◆ 日常生活用具の対象となる物品

特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、頭部保護帽、歩行補助つえ（T字状・棒状のつえ）、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置、透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、点字ディスプレイ、携帯用会話補助装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、視覚障害者用活字文書読上げ装置、聴覚障害者用情報受信装置、聴覚障害者用通信装置、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、人工喉頭、ストマ用装具、紙おむつ等、収尿器

◆ 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方。

※ 障害の内容、程度、年齢等により対象にならない日常生活用具があります。事前にご確認ください。

※ 介護保険制度の対象者の場合は、介護保険制度での貸与が優先となります。

※ 世帯の中に市町村民税所得割の額が４６万円以上の方がいる場合は支給対象外となります。

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　福祉課

◆ 申請に必要なもの

① 日常生活用具支給申請書（福祉課窓口でお渡しします。）
② 印鑑
③ 見積書（市と契約している事業者であることが必要です。事前にご確認ください。）
④ 所得、収入を確認するための書類（所得区分によって異なります。）
⑤ 日常生活用具のカタログの写し
⑥ その他日常生活用具の種類、内容によって必要な書類（事前にご確認ください。）

◆ 申請の流れ

① 医師・日常生活用具業者等と日常生活用具の作成について相談し、業者に見積書を作成してもらいます。

② 上記「申請に必要なもの」を市役所福祉課に提出します。
③ 市から日常生活用具支給決定通知書及び日常生活用具支給券が交付されます。
④ 自己負担額を業者に支払います。
⑤ 業者が自己負担額を除いた費用を市役所に請求します。

◆ **費用（自己負担額）**

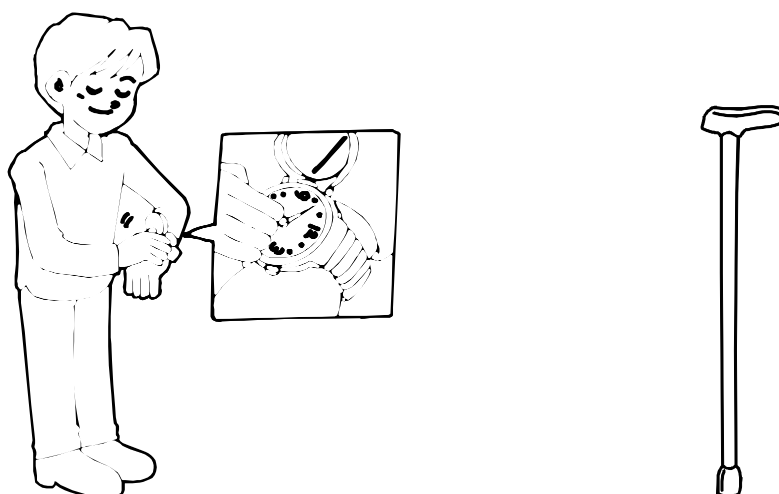
補装具作成にかかった費用の１割を自己負担していただきます。ただし、世帯の所得に応じて次の４区分の負担上限月額が設定されます。

● 利用者負担上限月額

所得区分	対象者	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の人	０円
低所得１	市民税非課税世帯で、障害者又は障害児の保護者の年収が８０万円以下の人	１５，０００円
低所得２	市民税非課税世帯で、低所得１に該当しない人	２４，６００円
一　般	市民税課税世帯の人	３７，２００円

所得を判断する際の世帯の範囲は住民基本台帳での世帯が基本ですが、住民票で同じ世帯となっていても税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害のある方とその配偶者を別世帯の扱いとすることができます。

また、こうした負担軽減措置を講じても、定率負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げます。



８　火災警報器の給付

既存の住宅にも平成２０年５月末までに住宅用火災警報器の設置が義務付けられることとなりました。そこで、重度の障害者の方を対象に火災警報器を給付、取り付けます。

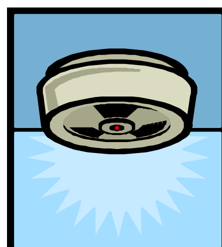
◆ 対象者
　身体障害者手帳の等級が１・２級、療育手帳Ａ判定、精神障害者保健福祉手帳１級のいずれかで、これらの障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯

◆ 申請先・問い合わせ先
　碧南市役所　福祉課

◆ 申請に必要なもの
① 住宅用火災警報器申請書・同意書・確約書（福祉課窓口でお渡しします。）
② 障害者の手帳（世帯全員分）
③ 印鑑

◆ 申請の流れ
① 上記「申請に必要なもの」を市役所福祉課に提出します。
② 給付が決定されましたら、火災警報器の設置作業を行うシルバー人材センターから、設置する日時の調整のため、連絡をさせていただきます。ご自身で設置される場合は、後日、市役所に火災警報器を取りに来ていただきます。
③ 取り付けが完了したら、確認書に署名・捺印をします。

◆ その他
・ 火災警報器の給付・設置の費用は無料です。
・ 寝室用火災警報器及び台所用火災警報器を各１個給付し、寝室が２階にある場合は階段上の天井用を１個追加して給付します。
・ 聴覚障害者の方は、聴覚障害者専用の火災警報器を給付します。
・ 借家・アパート等に住んでいる方は、火災警報器の設置について家主の了承を得た上で申請してください。



９　自立支援医療（精神通院）

精神的な病気の治療は比較的長期にわたることが多いため、医療費の自己負担を軽くする制度です。申請手続きをとることにより、医療費の自己負担が軽減されます。

◆ 対象者

精神疾患（てんかんを含む。）のある方で指定医療機関に通院している方

※市町村民税課税世帯で、所得割の額が一定額以上の場合は対象外になる場合があります。詳しくは【２１頁　「１２　自立支援医療の自己負担額」】で確認してください。

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　福祉課

◆ 申請に必要なもの

① 自立支援医療費（精神通院）申請書・同意書（福祉課窓口でお渡しします。）
② 健康保険被保険者証（受診者本人と、同一保険に加入しているすべての方が確認できる被保険者証）
③ 自立支援医療費（精神通院）用診断書（精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する場合で、精神障害者保健福祉手帳用診断書が提出される場合は、必要ありません。）
④ 今お持ちの自立支援医療受給者証（精神通院）（新規申請の場合を除く。）
⑤ 市町村民税が非課税の場合は、本人の前年の（申請する月が１月から６月の場合は前々年）収入すべての額がわかるもの（障害年金等の年金証書、年金振込通知書、年金が入ってくる通帳、各種手当の証書等）
⑥ 印鑑

◆ 申請の流れ

① 現在通院している病院等で自立支援医療費の受給について相談し、診断書を作成してもらいます。
② 上記「申請に必要なもの」を市役所福祉課に提出します。
③ 愛知県において審査が行われ、受給者証が発行されます。
④ 受給者証が市に届き次第、通知しますので来庁してください。福祉課窓口で受給者証をお渡しします。
⑤ 受給者証を通院している病院等に提示して、医療を受けてください。

◆ 費用（自己負担額）

原則１割負担です。世帯の状況に応じて負担上限月額が設定されます。

※ 【２１頁　「１２　自立支援医療の自己負担額」】をご確認ください。

◆ その他

・ １割負担の額を助成する制度があります。詳しくは【２３頁　「１３　障害者医療費の助成】をご確認ください。
・ 自立支援医療（精神通院）の受給者証の有効期限は原則１年間です。更新される方は、有効期限の切れる３ヶ月前から１ヶ月前までの間に、新規申請と同じ手続きをおとりください。
・ 医療機関（デイケア・薬局を含む。）の変更、健康保険被保険者証等の変更、住所・氏名の変更、死亡等、受給者の方に異動があった場合は、必ず市役所で手続きをおとりください。必要な書類はその都度ご案内します。
・ 受給者証を破損又は紛失した等の場合は受給者証の再交付申請ができます。現在の受給者証と印鑑をお持ちになり、市役所で手続きをおとりください。



１０　自立支援医療（更生医療）

身体障害者手帳をお持ちの方で、身体障害者手帳交付の原因となっている障害に対して、治療をすれば、その障害が軽減され、日常生活の向上が見込まれる人に医療の給付がされます。

◆ 対象者

１８歳以上の身体障害者手帳の所持者

※１８歳未満の方には「育成医療」の制度があります。詳しくは【２０頁　「１１　自立支援医療（育成医療）」】をご覧ください。

※市町村民税課税世帯で、所得割の額が一定額以上の場合は対象外になる場合があります。詳しくは【２１頁　「１２　自立支援医療の自己負担額」】で確認してください。

◆ 対象となる医療（代表的なもの）

障害種別	医療の内容
視覚障害	角膜移植術、水晶体摘出術、網膜剥離手術　等
聴覚障害	外耳道形成術、人工内耳　等
音声機能障害・言語機能障害	口唇形成術、口蓋形成術　等
そしゃく機能障害	歯科矯正治療　等
肢体不自由	人工関節置換術、断端延長術　等
心臓機能障害	大動脈冠動脈バイパス手術、弁形成術、弁置換術ペースメーカー埋込術　等
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術　等
小腸機能障害	中心静脈栄養法　等
免疫機能障害	抗ＨＩＶ療法、免疫調節法　等

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　福祉課

◆ 申請に必要なもの

① 自立支援医療費（更生医療）申請書・同意書（福祉課窓口でお渡しします。）
② 健康保険被保険者証（受診者本人と、同一保険に加入しているすべての方が確認できる被保険者証）
③ 自立支援医療（更生医療）要否判定意見書
④ 身体障害者手帳
⑤ 特定疾病療養受給者証（ある場合）
⑥ 今お持ちの自立支援医療受給者証（更生医療）（新規申請の場合を除く。）

⑦ 市町村民税が非課税の場合は、受診者本人の前年の（申請する月が１月から６月の場合は前々年）収入すべての額がわかるもの（障害年金等の年金証書、年金振込通知書、年金が入ってくる通帳、各種手当の証書等）
⑧ 印鑑

◆ **申請の流れ**

① 現在入通院している病院等で自立支援医療費の受給について相談し、意見書を作成してもらいます。
② 上記「申請に必要なもの」を市役所福祉課に提出します。
③ 愛知県において審査を行います。
④ 福祉課窓口で受給者証をお渡しします。
⑤ 受給者証を入通院している病院等に提示して、医療を受けてください。

◆ **費用（自己負担額）**

原則１割負担です。世帯の状況に応じて負担上限月額が設定されます。
※ 【２１頁　「１２　自立支援医療の自己負担額」】をご確認ください。

◆ **その他**

・ １割負担の額を助成する制度があります。詳しくは【２３頁　「１３　障害者医療費の助成】をご確認ください。
・ 自立支援医療（更生医療）の受給者証の有効期限は原則１年間です。更新される方は、有効期限の切れる３ヶ月前から１ヶ月前までの間に、新規申請と同じ手続きをおとりください。
・ 医療機関の変更、健康保険被保険者証等の変更、住所・氏名の変更、死亡等、障害者の方に異動があった場合は、必ず市役所で手続きをおとりください。必要な書類はその都度ご案内します。
・ 受給者証を破損又は紛失した等の場合は受給者証の再交付申請ができます。現在の受給者証と印鑑をお持ちになり、市役所で手続きをおとりください。



１１　自立支援医療（育成医療）

１８歳未満の子どもで生まれつき身体に障害がある、又は、生まれつきの障害や病気を放置すると、将来において身体に障害を残すと認められる場合で、手術などを行うことにより、治癒又は障害が軽減されると医師が判定した時にその医療費を公費で負担する制度です。

◆ 対象者
満１８歳未満の方

◆ 対象となる医療（代表的なもの）

障害の種類	医療の内容
肢体不自由	手術・理学療法・補装具治療
視覚障害	手術
聴覚・平衡機能障害	手術
音声・言語・そしゃく機能障害	手術・言語療法・歯科矯正
心臓障害	手術・心臓カテーテル検査
腎臓障害	腎移植術
その他の内臓障害	手術
免疫機能障害	ＨＩＶに関する治療

◆ 申請先・問い合わせ先
愛知県　衣浦東部保健所　総務企画課（刈谷市大手町１－１２　電話２１－４７７８）

◆ 申請に必要なもの・申請の流れ
内容により異なりますので、衣浦東部保健所総務企画課で確認してください。

◆ 費用（自己負担額）
原則１割負担です。世帯の状況に応じて負担上限月額が設定されます。
※ 【２１頁　「１２　自立支援医療の自己負担額」】をご確認ください。

◆ その他
・ １割負担の額を助成する制度があります。詳しくは【２３頁　「１３　障害者医療費の助成】をご確認ください。
・ 衣浦東部保健所のホームページで詳細がわかります。
http://www.pref.aichi.jp/iryofukushi/kinuura-hc/somu_kikaku/ikusei.html

１２　自立支援医療の自己負担額

自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）の利用者負担は、原則医療費の１割負担となります。ただし、世帯の所得や疾病によって毎月の自己負担額に上限（１割負担を積み重ねていき、負担上限月額に達した場合はそれ以上負担する必要がない。）が設けられます。 また、所得によって対象とならない場合があります。

◆ 世帯の考え方

自立支援医療における所得を判断する際の世帯の範囲は、受診者と同じ医療保険に加入する者が基本ですが、住民票で同じ世帯となっていても税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害のある方とその配偶者を別世帯の扱いとすることができます。

具体的には、同じ医療保険に加入している家族の所得状況、市町村民税の課税状況で判断をすることになります。

◆ 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯の場合の負担上限月額

区　　分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低所得１	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人又は保護者の収入が８０万円以下の方	２，５００円
低所得２	市町村民税非課税世帯で、低所得１以外の場合	５，０００円

なお、収入とは、地方税法上の合計所得金額、障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等を含めた収入の合計額を指します。

◆ 市町村民税課税世帯の場合の負担上限月額

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
		「重度かつ継続」対象外	「重度かつ継続」対象
中間所得１	市町村民税所得割３万３千円未満世帯	なし(１割負担。医療保険の負担限度額)	５，０００円
中間所得２	市町村民税所得割３万３千円以上２３万５千円未満世帯	なし(１割負担。医療保険の負担限度額)	１０，０００円
一定所得以上	市町村民税所得割２３万５千円以上世帯	自立支援医療対象外（３割負担。医療保険の負担限度額）	２０，０００円

なお、世帯の収入状況については、国民健康保険の加入者については同一の加入関係にある方（同一世帯の国保加入者）全員、健康保険や共済組合（被用者保険）加入者については被保険者本人のみの課税状況により判断します。

◆ 重度かつ継続の範囲

下記のいずれかに該当する場合、負担上限月額の認定において「重度かつ継続」の対象となります。

【精神通院】

・医療保険の高額療養費で多数該当の方（年３回以上手続きをされた方。）
・認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）、統合失調症、躁うつ病・うつ病てんかんの方
・３年以上の精神医療の経験を有する医師が、集中的・継続的な通院医療を要すると判断した方

【更生医療・育成医療】

・医療保険の高額療養費で多数該当の方(年３回以上手続きをされた方。)
・腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害の方

◆ その他

・ 入院時の食事療養費又は生活療養費については原則自己負担となります。
・ １割負担の額を助成する制度があります。詳しくは【２３頁　「１３　障害者医療費の助成】をご確認ください。
・ 詳しくは医療機関もしくは碧南市役所福祉課（育成医療は衣浦東部保健所）までお尋ねください。



１３　障害者医療費の助成

県の制度として心身障害者・戦傷病者、また市の制度として精神障害者を対象とした医療費の助成を次のとおり実施しています。

◆ 対象者

１．障害者

(1) 碧南市に住所を有する者

(2) 身体障害者手帳を交付され障害の程度が１～３級の者、４級の指定を受けたじん臓機能障害者及び４～６級の指定を受けた進行性筋萎縮障害者

(3) 療育手帳の判定 区分が「A」又は 「B」（知能指数 ５０以下）の知的障害者

(4) 自閉症状群と診断された者

(5) 各種健康保険に加入している者

(6) 生活保護を受けていない者

２．精神障害者

(1) 碧南市に住所を有する者

(2) 精神障害者保健福祉手帳の１～２級を受けている者

(3) 精神障害の入院治療（同意入院）を受けている者

(4) 障害者自立支援法施行令第１条第３号（自立支援医療（精神通院））の手続きをしている者

(5) 各種健康保険に加入している者

(6) 措置入院や生活保護又は他の医療費助成を受けていない者

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　国保年金課

◆ 申請に必要なもの

１．障害者

(1) 健康保険被保険者証

(2) 身体障害者手帳又は療育手帳（自閉症状群と診断された場合は診断書）

(3) 印鑑

２．精神障害者

(1) 受給資格を証明する次のいずれかのもの

(ｱ)精神障害者保健福祉手帳

(ｲ)精神科の医師の診断書

(ｳ)自立支援医療（精神通院）受給者証

(2) 健康保険被保険者証

(3) 印鑑

(4) 本人名義の預金通帳（ゆうちょ銀行を除く。）

◆ 医療給付及び助成額

1．障害者

国保・社保共に県内は現物給付、県外は現金償還

医療保険で保険が適用される場合の自己負担分を助成

2．精神障害者

入院：医療保険で保険が適用される場合の自己負担分の２分の１を助成（現金償還）

通院：国保・社保共に県内は現物給付（※対象者の２．(2)に該当する場合は一般疾病に係る医療費も助成対象。２．(3)又は(4)に該当する場合は、精神障害の入院又は自立支援医療受給者証に記載された医療機関等で自立支援医療対象の医療を受ける場合のみ自己負担分を助成）

◆ 医療を受ける場合

1．障害者

県内の医療機関において診療を受ける場合は健康保険被保険者証に受給者証を添えて窓口に提出する。

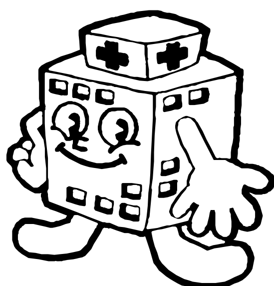
2．精神障害者

入院：医療費の自己負担分は、医療機関の窓口で支払う。

通院：県内の医療機関において診療を受ける場合は健康保険被保険者証に受給者証を添えて窓口に提出する。

◆ その他

・ この障害者医療費の助成は申請されないと対象になりません。条件に該当し、助成を希望される方は必要な手続きをおとりください。
・ 老人保健又は老人医療の対象者で、この制度の対象者の要件に該当する方は、「福祉給付金支給制度」（平成２０年４月１日、制度廃止により「後期高齢者福祉医療給付制度」発足）により、一部負担金（高額医療費を除く。）を助成する制度があります。詳しくは国保年金課窓口でお尋ねください。
・ 障害（身体障害者手帳１～２級程度）の父の被扶養者になっている母と児童（父並びに母の所得が児童扶養手当の所得制限枠（一部支給）内のもの）を対象とした「母子家庭等医療費の助成制度」があります。詳しくは国保年金課窓口でお尋ねください。



１４　福祉タクシー料金の助成

電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難な重度心身障害者（児）が通院等にタクシーを利用する場合、基本料金（初乗り運賃）を助成する制度です。

◆ 対象者

① 身体障害者手帳　１～３級の方
② 療育手帳　A・B判定の方
③ 精神障害者保健福祉手帳　１・２級の方
※自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方（受ける予定の方）は、対象となりません。

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　福祉課

◆ 交付枚数

１ヶ月当たり２枚。ただし、所持している手帳の障害に関係して週に１回以上通院している場合は１ヶ月あたり４枚、週に３回以上通院している場合は１ヶ月当たり８枚と割り増しして交付します。

◆ 申請に必要なもの

① 福祉タクシー利用料金助成利用券交付申請書（福祉課窓口でお渡しします。）
② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
③ 印鑑
④ 通院報告書（所持している手帳の障害に関係し、週１回以上定期的に通院しており、割り増しして交付を希望する場合のみ必要。ただし、人工透析を受けている方は不要。）

◆ 申請の流れ

① 障害に関係して週に１回以上通院している場合で、割り増し交付を希望する場合は、主治医に「通院報告書」を記載してもらいます。
② 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所に申請してください。
③ 審査のうえ、交付が適当と認められた場合は、すぐに「福祉タクシー利用助成券」をお渡しします。

◆ その他

・ 福祉タクシー利用券を交付する際は、当該年度の年度末までの分を一括して交付します。利用券は当該年度しか利用できません。翌年度以降も継続して利用を希望さ

れる場合は、再度申請をしてください。

- １回の乗車につき、利用券は１枚しか利用できません。
- 利用できるタクシー会社は、愛知つばめ交通、三光陸運、名鉄知多タクシーの３社です。
- リフトつきや寝台車ではなく、通常の普通車が対象となります。
- 障害者の手帳の所持者がタクシーを利用する場合、タクシー会社によっては、迎車料等を除く規定料金の１割が割引となる場合があります。詳しくは、各タクシー会社にご確認ください。



１５　鉄道、バス、航空運賃の割引

障害の種別や程度によって、鉄道・バス・航空機等の公共交通機関を利用する場合、割引が受けられる場合があります。

◆ 対象者

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方（場合によってはその介護者）

※手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」の欄に「第１種」「第２種」と記載されている方。「第１種」「第２種」の別により割引内容が異なります。

※精神障害者保健福祉手帳の所持者には、割引制度はありません。

◆ 申請先・問い合わせ先

各公共交通機関

◆ 割引内容

● ＪＲ各社（割引率は５割。ただし、自動車線（バス）の定期乗車券は３割。）

【普通乗車券】

・ 第１種障害者又は第２種障害者が単独で片道１００km を超える乗車する場合（⇒第２種障害者が介護者とともに片道１００km を超えて乗車しても介護者は割引無し）
・ 第１種障害者が介護者１人とともに乗車する場合（⇒障害者も介護者１人も距離に関係なく５割引。）

【定期乗車券】

・ 第１種障害者又は１２歳未満の第２種障害者が介護者１人とともに乗車する場合（⇒障害者も介護者１人も距離に関係なく５割引。介護者なしの単独乗車の場合は割引無し。１２歳以上の第２種障害者は割引無し。また、小児定期乗車券は割引無し。障害者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者は通勤定期乗車券のみの発売となる。）

【普通回数乗車券、普通急行券】

・ 第１種障害者が介護者１人とともに乗車する場合（⇒障害者も介護者１人も距離に関係なく５割引。）
・ 特急券、グリーン券、寝台券は割引無し。

● 私鉄各社（割引率は５割。）

ＪＲの割引制度に準じて、運賃割引の制度があります。

● 名鉄バス、名鉄グループのバス（割引率は５割。距離の要件はなし。空港バスも割引有り。）

・ 第１種障害者又は第２種障害者が単独で乗車する場合（⇒第２種障害者が介護者とともに乗車しても介護者は割引無し。）

・ 第１種障害者が介護者１人とともに乗車する場合（⇒障害者も介護者１人も５割引）

● **名古屋市営地下鉄、市バス**（割引率は５割）

・ 第１種障害者又は第２種障害者が単独で乗車する場合

・ 第１種障害者又は第２種障害者が介護者とともに乗車する場合（⇒障害者も介護者も５割引。介護者は１人のみだが、障害者が車いす使用者の場合、介護者は３人まで５割引。）

● **航空旅客運賃**（割引率は各会社、路線によって異なります。小児運賃の割引は無し。）

・ １２歳以上の第１種障害者が単独又は介護者１人とともに搭乗する場合（⇒障害者も介護者１人も割引。）

・ １２歳以上の第２種障害者が単独で搭乗する場合（⇒介護者とともに搭乗しても、介護者は割引無し。）

◆ **申請に必要なもの**

① 身体障害者手帳又は療育手帳

◆ **申請の流れ**

① 療育手帳の所持者の場合で、航空旅客運賃の割引を利用する場合は、市役所福祉課で、手帳へ証明印の押印を受けます。（身体障害者は必要なし）

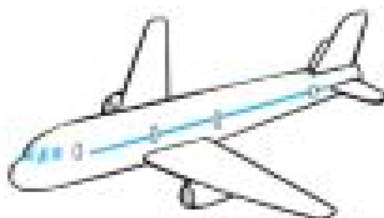
② 切符を購入若しくは乗車の際に身体障害者手帳又は療育手帳を提示します。（名古屋市営地下鉄の場合は、「わりびき」のボタンを押して、切符を購入します）

◆ **その他**

・ 割引内容、切符の購入方法等は、各社によって取扱が異なります。事前に確認の上、ご利用ください。







１６　有料道路における障害者割引制度

障害者の方が有料道路を通行される場合、料金が割引になる制度です。利用する前に、申請をし、証明を受ける必要があります。

◆ 対象者

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方（両方お持ちでも割引対象となる車は１台限り）

※手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」の欄に「第１種」「第２種」と記載されている方。（第１種の場合、障害者本人が運転する場合・障害者本人以外が運転し同乗する場合に割引となり、第２種の場合、障害者本人が運転する場合のみ割引になります。）

※精神障害者保健福祉手帳の所持者には、割引制度はありません。

◆ 申請に必要なもの

① 身体障害者手帳又は療育手帳（両方お持ちの場合は両方。）
② 割引申請書（福祉課窓口でお渡しします。）
③ 車検証（個人名義で親族が所有している事等、対象自動車に要件あり。）
④ 運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ。）

【以下の書類は、ＥＴＣを利用して割引を受ける場合のみ追加で必要です。】

⑤ ＥＴＣカード（障害者本人名義のもの。未成年の第１種障害者で、本人が運転しない場合のみ親権者又は後見人名義でも可。）
⑥ ＥＴＣ車載器の管理番号が確認できるもの（セットアップ証明書等）

◆ 申請の流れ

① 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
② 審査のうえ、割引対象になると認められた場合は、すぐに障害者手帳に「有料道路割引」の証明印を押印します。
③ ＥＴＣを利用して割引を受ける場合は、「ＥＴＣ利用対象者証明書」を交付します。、有料道路事業者へ登録申込をすると、ＥＴＣでの利用が可能となる日の通知が届きます。（それまでは、手帳の提示により割引を受けてください。）
④ 料金所で障害者手帳を提示し、料金を支払います。ＥＴＣを利用して割引を受ける場合は、ＥＴＣレーンを通行します。

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　福祉課

◆ その他

・ 割引の有効期限は最大２年間です。有効期限の２ヶ月前から更新手続きができます。更新の際も「申請に必要なもの」は同じです。

１７　自動車税、軽自動車税の軽減

障害者の方が所有される自動車について、自動車税、自動車取得税、軽自動車税の減免の制度があります。

◆ 対象者

① 身体障害者手帳をお持ちの方で以下の区分に当てはまる方

身体障害者手帳区分		減免の対象となる範囲	
		身体障害者自身が運転する場合	身体障害者と生計を一にする者又は身体障害者を常時介護する者が運転する場合
視覚障害		１級から４級まで	１級から４級まで
聴覚障害		２級、３級	２級、３級
平衡機能障害		３級	３級
音声機能障害		３級 （咽頭摘出の場合のみ）	－
上肢不自由		１級、２級	１級、２級
下肢不自由		１級から６級まで	１級から３級まで
体幹不自由		１級、２級、３級、５級	１級から３級まで
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級、２級	１級、２級
	移動機能	１級から６級まで	１級から３級まで
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害		１級、３級、４級	１級、３級
免疫機能障害		１級から４級まで	１級から３級まで

※２以上の障害がある場合は、それぞれの障害の級別で判断します。

② 療育手帳Ａ判定の方

③ 精神障害者保健福祉手帳１級の方で、自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている方

◆ 自動車の範囲

・ 身体障害者自身が運転する場合…もっぱら身体障害者が使用するもの
・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者と生計を一にしている者又は常時介護する者が運転する場合…障害者の通学、通園、通院、通所又は生業のために使用するもの
・ 所有者は障害者本人に限り（１８歳未満の身体障害者の一部、知的障害者若しくは精神障害者の場合は、所有者がその方と生計を一にする者でも可。）、１人１台まで。

◆ 申請先・問い合わせ先
自動車税・自動車取得税は　西三河県税事務所（電話０５６４－２７－２７１２）
軽自動車税は　碧南市役所　税務課

◆ 申請に必要なもの
【身体障害者本人が運転する場合】
① 車検証
② 運転免許証
③ 印鑑
④ 身体障害者手帳
【生計を一にする者が運転する場合で、運転者と障害者が同一世帯の場合】
① 車検証
② 運転免許証
③ 印鑑
④ 身体体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証のいずれか
⑤ 自動車の所有者、障害者、運転者の住民票（世帯全員のもの）（軽自動車税の場合は不要）
【生計を一にする者が運転する場合で、運転者と障害者が同一世帯でない場合】
① 車検証
② 運転免許証
③ 印鑑
④ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証のいずれか
⑤ 自動車の所有者、障害者、運転者の住民票（それぞれのもの）（軽自動車税の場合は不要。）
⑥ 生計同一証明書（身体障害者、知的障害者は市役所福祉課、精神障害者は衣浦東部保健所地域保健課で相談の上、予め発行を受けてください。）
【常時介護する者が運転する場合】
① 車検証（新規、移転登録の場合を除く）
② 運転免許証
③ 印鑑
④ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証のいずれか
⑤ 自動車の所有者、障害者、運転者の住民票（それぞれのもの）（軽自動車税の場合は不要）
⑥ 常時介護証明書（身体障害者、知的障害者は市役所福祉課、精神障害者は衣浦東部保健所地域保健課で相談の上、予め発行を受けてください。）
◆ 減免申請の提出期限
① 自動車税…翌年度の５月３１日（納期限）まで。新規登録の場合は新規登録を行う

ときまで。

② 軽自動車税…４月１日から納期限（５月３１日）の７日前まで。

◆ **その他**

・ ここに記載のある以外にも、障害者の状態等により細かい要件があります。詳しくはそれぞれの申請先にお尋ねください。
・ 提出期限については、場合により異なりますので、その都度申請先にお問い合わせください。
・ 住所・氏名の変更、死亡等、障害者の方に異動があった場合は、必ずそれぞれの申請先で手続きをおとりください。



１８　所得税、住民税等の軽減措置

自動車税、軽自動車税の他に、障害者又は障害者の扶養者等は、次の税制上の軽減措置が受けられる場合があります。

◆ 対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、その扶養者等

◆ 対象となる軽減内容、申請先

内容	申請先
所得税の軽減	税務署
住民税（県民税・市民税）の軽減	碧南市役所　税務課
固定資産税、都市計画税の軽減	碧南市役所　税務課
相続税の軽減	税務署
贈与税の軽減	税務署
マル優制度（利子等の非課税制度）	金融機関
個人事業税の免除（重度視覚障害者が行う偉業に類する事業等）	県税事務所
障害者を雇用する事業主の税制優遇措置（所得税、法人税等）	税務署、碧南市役所　税務課

◆ その他

・　障害者の状態等により細かい要件があります。詳しくはそれぞれの申請先にお尋ねください。



１９　特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当

在宅にてお暮らしで、日常生活において常時介護が必要な身体的、精神的な障害をお持ちの方に、手当が支給されます。

◆ 対象者

【特別障害者手当】

２０歳以上で以下の項目のいずれかに該当する方（施設入所者、長期入院者を除く。）

① 身体障害２級（一部を除く。）以上の障害を重複して有する方
② 身体障害２級（一部を除く。）以上の障害を有する方で、ＩＱ２０以下の方又は常時介護が必要な精神障害を有する方
③ 身体障害２級（一部を除く。）以上の障害を有する方又はＩＱ２０以下の方もしくは常時介護が必要な精神障害を有する方で、他に身体障害３級相当の障害を２つ以上有する方
④ 身体障害２級（一部を除く。）以上の障害を有する方又はＩＱ２０以下の方もしくはこれと同程度の障害又は病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方

【障害児福祉手当】

２０歳未満で以下の項目のいずれかに該当する方（障害を事由とした年金の受給者、施設入所者を除く。）

① 身体障害１級（２級の一部を含む。）の障害を有する方
② ＩＱ２０以下の方
③ 上記①②と同程度の障害又は病状で常時介護が必要な方

【経過的福祉手当】

２０歳以上で従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金及び特別障害給付金のいずれも受給していない方（施設入所者を除く。）

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　福祉課

◆ 申請に必要なもの

① 認定請求書等（福祉課窓口でお渡しします。）
② 受給者名義の預金通帳（ゆうちょ銀行を除く。）
③ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）
④ 手当用診断書（福祉課窓口でお渡しします。）
⑤ 年金受給者は年金証書と年金金額のわかるもの（通帳、振込通知書、源泉徴収票等）
⑥ 課税証明書（転入者のみ）
⑦ 印鑑

◆ 申請の流れ

① 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
② 審査のうえ、手当の支給要件に該当する場合は、手当を申請した日の属する月の翌月分から支給します。

◆ 手当の額

Ａ種：身体障害１～２級の障害を有し、ＩＱ３５以下の方
Ｂ種：身体障害１～２級の障害を有する方又はＩＱ３５以下の方

【特別障害者手当】（県制度分を含む）
Ａ種：月額３３，５３０円　Ｂ種：月額２７，５３０円

【障害児福祉手当、経過的福祉手当】（県制度分を含む）
Ａ種：月額２１，５４０円　Ｂ種：月額１５，５４０円

◆ 手当の支給時期

年４回（２月、５月、８月、１１月の中旬）に前月までの分を支給します。

◆ その他

・ この手当は、所得制限、併給制限があります。詳しくは【４９頁　「２９　手当、年金、奨励金等の所得制限・併給制限】をご確認ください。
・ 障害の内容により、診断書をお出しいただいても手当を支給できない場合があります。
・ 新しく身体障害者手帳等を取得された方で、手当に該当すると思われる方には、個別に市役所よりご案内がある場合があります。
・ 住所・氏名の変更、死亡、再判定が必要な障害の場合の再判定、手当受給中の方が施設に入所した場合、３ヶ月以上にわたって入院した場合、銀行口座が変更になった場合等、障害者の方に異動があった場合は、必ず市役所で手続きをおとりください。必要な書類はその都度ご案内します。



２０　愛知県在宅重度障害者手当

在宅にてお暮らしの重度の障害者の方に、手当が支給されます。

◆ 対象者

１種：身体障害者手帳の１～２級でＩＱ３５以下の方

２種：身体障害者手帳１～２級の方、ＩＱ３５以下の方、身体障害者手帳３級でＩＱ５０以下の方

（ＩＱの判定は、療育手帳の判定によります。）

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　福祉課

◆ 申請に必要なもの

① 認定請求書等（福祉課窓口でお渡しします。）

② 受給者名義の預金通帳（ゆうちょ銀行を除く。）

③ 身体障害者手帳、療育手帳

④ 課税証明書（転入者のみ）

⑤ 印鑑

◆ 申請の流れ

① 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。

② 愛知県にて審査のうえ、手当の支給要件に該当する場合は、手当を申請した日の属する月の翌月分から支給されます。

◆ 手当の額

１種：月額１６，１００円　２種：月額７，０００円

◆ 手当の支給時期

年３回（４月、８月、１２月の下旬）に前月までの分を支給します。

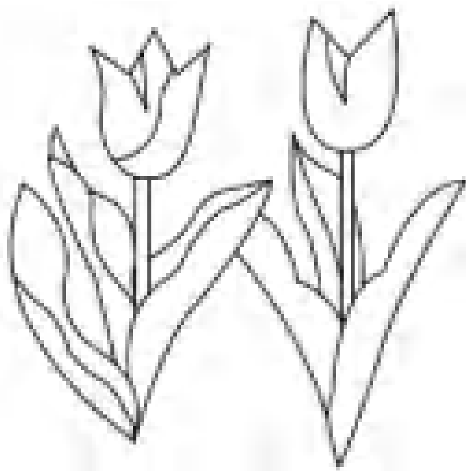
◆ その他

・ この手当は、所得制限、併給制限があります。詳しくは【４９頁　「２９　手当、年金、奨励金等の所得制限・併給制限】をご確認ください。また、障害の内容により、手当を支給できない場合があります。

・ 新しく身体障害者手帳等を取得された方で、手当に該当すると思われる方には、個別に市役所よりご案内がある場合があります。

・ 住所・氏名の変更、死亡、再判定が必要な障害の場合の再判定、手当受給中の方が

施設に入所した場合、銀行口座が変更になった場合等、障害者の方に異動があった場合は、必ず市役所で手続きをおとりください。必要な書類はその都度ご案内します。



２１　特別児童扶養手当

在宅にてお暮らしの２０歳未満の障害児を監護する保護者に、手当が支給されます。

◆ 対象者

知的障害若しくは身体障害の状態（政令で定める程度以上）にある児童を養育している父又は母若しくは父母に代わってその児童を養育している方。

【児童の要件】

① 精神の発達が遅滞しているため日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある児童

② 身体障害者手帳の１～３級及び４級の一部を受けている児童及びこれに準ずる障害のある児童

③ 療育手帳のＡ・Ｂ程度を受けている児童

④ 障害児福祉手当受給者

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　福祉課

◆ 申請に必要なもの

① 認定請求書等（福祉課窓口でお渡しします。）

② 保護者の振込先口座申出書（ゆうちょ銀行も可。金融機関の証明が必要。）

③ 戸籍謄本（保護者、対象障害児）

④ 世帯全員の住民票の写し

⑤ 特別児童扶養手当用診断書（不要の場合もあります。）

⑥ 身体障害者手帳、療育手帳（お持ちの方のみ）

⑦ 課税証明書（転入者のみ）

⑧ 印鑑

◆ 申請の流れ

① 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。

② 愛知県にて審査のうえ、手当の支給要件に該当する場合は、手当を申請した日の属する月の翌月分から支給されます。

◆ 手当の額

重度（身体障害１・２級又は療育手帳Ａ判定）：月額５０，７５０円

中度（身体障害３級又は４級の下肢１・３号、療育手帳Ｂ判定）：月額３３，８００円

◆ 手当の支給時期

年３回（４月、８月、１１月の中旬）に前月までの分を支給します。

◆ その他

・ この手当は、所得制限、併給制限があります。詳しくは【４９頁　「２９　手当、年金、奨励金等の所得制限・併給制限】をご確認ください。また、障害の内容により、手当を支給できない場合があります。
・ 新しく身体障害者手帳等を取得された方で、手当に該当すると思われる方には、個別に市役所よりご案内がある場合があります。
・ 住所・氏名の変更、死亡、再判定が必要な障害の場合の再判定、手当受給中の方が施設に入所した場合、銀行口座が変更になった場合等、障害者の方に異動があった場合は、必ず市役所で手続きをおとりください。必要な書類はその都度ご案内します。

２２　児童扶養手当、遺児手当、こどもすこやか手当

ひとり親家庭で、父又は母が重度の障害者である場合、児童扶養手当、遺児手当、こどもすこやか手当が受給できる場合があります。

世帯の状況、収入状況、障害の状態等により要件が異なります。

◆ 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　児童課

◆ 申請に必要なもの・申請の流れ

内容により異なりますので、児童課で確認してください。

２３　心身障害者手当

市内に住所を有する心身障害者の方に、手当が支給されます。

◆ 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　福祉課

◆ 申請に必要なもの

① 認定請求書（福祉課窓口でお渡しします。）
② 受給者名義の預金通帳（ゆうちょ銀行を除く。）
③ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
④ 課税証明書（転入者のみ）
⑤ 印鑑

◆ 申請の流れ

① 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
② 審査のうえ、手当の支給要件に該当する場合は、手当を申請した日の属する月の翌月分から支給されます。

◆ 手当の額

区分	手当の額
身体障害者手帳１級、療育手帳Ａ判定、精神障害者保健福祉手帳１級、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当のＡ種受給者の方	月額４，０００円
身体障害者手帳２級、療育手帳Ｂ判定、精神障害者保健福祉手帳２級の方	月額３，５００円
身体障害者手帳３級の方	月額３，０００円
身体障害者手帳４～６級、療育手帳Ｃ判定、精神障害者保健福祉手帳３級の方	月額２，０００円

◆ 手当の支給時期

年３回（４月、８月、１２月の下旬）に前月までの分を支給します。

◆ その他

・ この手当は、所得制限、併給制限があります。詳しくは【４９頁　「２９　手当、年金、奨励金等の所得制限・併給制限】をご確認ください。
・ 施設に入所している方でも、手当が支給できる場合があります。詳しくは福祉課窓口でお尋ねください。
・ 新しく身体障害者手帳を取得された方で、手当に該当すると思われる方には、個別に市役所よりご案内をさせていただきます。
・ 住所・氏名の変更、死亡、再判定が必要な障害の場合の再判定、手当受給中の方が施設に入所した場合、銀行口座が変更になった場合等、障害者の方に異動があった場合は、必ず市役所で手続きをおとりください。必要な書類はその都度ご案内します。

２４　障害年金

病気やけがで障害の状態になったとき、障害年金が受給できる場合があります。年金は、裁定請求をしないと受給できません。障害の状態になった疾病の初診日に加入していた年金制度によって請求先等が異なります。

◆ 対象者

２０歳以上で障害の状態になった方又は２０歳前から障害の状態にある方

◆ 申請先・問い合わせ先

初診日に加入していた年金制度により異なります。

国民年金（２０歳前の障害を含む。）：社会保険事務所もしくは碧南市役所国保年金課
厚生年金：社会保険事務所もしくは碧南市役所国保年金課
共済年金：加入していた共済組合

◆ 申請に必要なもの・申請の流れ

内容により異なりますので、それぞれの申請先で確認してください。

２５　特定疾患見舞金制度

愛知県の特定疾患医療給付事業受給者票を所持し、現在治療を受けている方に見舞金を支給します。

◆ 対象者

１０月１日（基準日）において碧南市に６ヶ月以上住所（住民登録）があり、かつ、愛知県が発行した特定疾患医療給付事業受給者票をお持ちの方

※小児慢性特定疾患医療給付事業受給者票は対象になりません。

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　福祉課

◆ 申請に必要なもの

① 支給申請書（福祉課窓口でお渡しします。）
② 受給者名義の預金通帳（ゆうちょ銀行を除く。）
③ 「特定疾患医療給付事業受給者票」の写し
④ 印鑑

◆ 申請の流れ

① 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。申請は毎年１０月１日から３月３１日までの間に行ってください。（申請は毎年必要となります。）
② 審査のうえ、手当の支給要件に該当する場合は、手当が支給されます。

◆ 手当の額

年７，０００円

◆ 手当の支給時期

１１月末までに支給決定されたものは１２月、それ以降に支給決定された場合は、決定日の属する月の翌月。

◆ その他

・ この手当は、所得制限、併給制限はありません。

２６　心身障害者扶養共済制度

障害者を扶養している保護者が掛金を納めることにより、保護者が死亡・重度障害を負ったとき、障害者へ終身一定額の年金を支給する制度です。

◆ 対象者

知的障害者、身体障害者（１～３級)、精神又は身体に永続的な障害のある方を現に扶養している保護者

◆ 手続先・問い合わせ先

碧南市役所　福祉課

◆ 掛金月額（平成２０年４月１日以降に加入の場合）

保護者の加入時年齢	掛金月額（１口あたり）
３５歳未満	９，３００円
３５歳以上４０歳未満	１１，４００円
４０歳以上４５歳未満	１４，３００円
４５歳以上５０歳未満	１７，３００円
５０歳以上５５歳未満	１８，８００円
５５歳以上６０歳未満	２０，７００円
６０歳以上６５歳未満	２３，３００円

※ ２口まで加入できます。

※ 加入者が６５歳（４月１日現在）以降最初に到来する加入応当月に達し、かつ、継続して２０年以上加入したときは、その後の掛金が免除されます。

※ 掛金は、「小規模企業共済等掛金控除」の対象となり、所得税等における保険料控除の対象となります。

◆ 年金の支給

加入者が死亡し、又は重度障害と認められたときは、その月から障害のある方に対し、１口当たり月額２万円（年額２４万円）の年金が障害のある方の生涯にわたって支給されます。

◆ 弔慰金等の支給

１年以上加入した後に、加入者より先に障害者のある方が死亡した時は加入期間に応じて弔慰金が、５年以上加入した後に、加入者の申し出によりこの制度から脱退したときは一時金が支給される場合があります。

種類	加入期間	金額
弔慰金	１年以上５年未満	５０，０００円
	５年以上２０年未満	１２５，０００円
	２０年以上	２５０，０００円
脱退一時金	５年以上１０年未満	７５，０００円
	１０年以上２０年未満	１２５，０００円
	２０年以上	２５０，０００円

※ 上記の表は、平成２０年４月１日以降に新たに加入される方に適用され、それ以前に加入した方は金額が異なります。

◆ 加入に必要なもの

① 加入等申込書（福祉課窓口でお渡しします。）
② 住民票の写し（保護者、障害者それぞれ。）
③ 申込者（被保険者）告知書（福祉課窓口でお渡しします。）
④ 障害者の手帳、障害年金の証書等障害の種類及び程度を証明する書類
⑤ 年金管理者指定届書（障害のある方が年金を管理することが困難なとき。）

◆ 加入の流れ

① 上記の「加入に必要なもの」をそろえて、市役所で手続きしてください。
② 愛知県で審査のうえ、加入が承認された場合は、加入証書が交付され、毎月口座振替により掛金を納めていただきます。
③ 加入者、障害者に異動があった場合は、速やかに連絡をしていただきます。

◆ その他

・ 保護者の健康状態等によっては、加入できない場合があります。
・ 制度変更により、掛金額や年金額、弔慰金、一時金の額が変更になる場合があります。



２７　心身障害高校生奨学金・入学準備金

心身の障害を克服して、高等学校又はこれと同程度の学校で修学している方に奨学金が、新たに入学する方に対しては併せて入学準備金が支給されます。

◆ 対象者

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方で、高等学校・高等専門学校・特別支援学校の高等部（専攻科を含む。）に在学あるいは新規に入学する方（入学準備金については専攻科へ進級した者は除く。）

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　福祉課

◆ 申請に必要なもの

① 申請書（福祉課窓口でお渡しします。）
② 学校長が発行した在学証明書又は入学証明書
③ 世帯の生計中心者の所得証明書
④ 世帯全員の住民票の写し
⑤ 印鑑

◆ 申請の流れ

① 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
② 審査のうえ、支給要件に該当する場合は、奨学金・入学準備金が支給されます。

◆ 支給額

・ 奨学金　月１０，０００円（５月以降に申請して採用された方は、申請受付月から支給。）
・ 入学準備金　１７，５００円

◆ 奨学金支給時期

５月（４～７月分）、８月（８～１１月分）、１２月（１２～３月分）に各４ヶ月分を口座振替により支給されます。入学準備金は、年度当初に口座振替により支給されます。

◆ その他

・ この奨学金は、所得制限があります。詳しくは【４９頁　「２９　手当、年金、奨励金等の所得制限・併給制限】をご確認ください。
・ 養護施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設等に入所している方で特別育成費を受給している方と生活保護世帯に属する方は対象となりません。

・ 奨学生の採用の有効期間は１年です。翌年度以降も支給を希望する方は改めて申請が必要です。
・ 奨学金、入学準備金は返還の事由が生じない限り返還の必要はありません。



２８　心身障害者技能習得奨励金

心身の障害を克服して、就労に必要な技能を習得するために、専修学校又は各種学校で修学している方に技能習得奨励金が支給されます。

◆ 対象者

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている義務教育を修了している方で、専修学校又は各種学校（自動車学校、看護学校など県補助制度の対象となっている学校及び一般募集をしない企業内学校は除きます。）に修学している方

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　福祉課

◆ 申請に必要なもの

① 申請書（福祉課窓口でお渡しします。）
② 学校長が発行した在学証明書又は入学証明書
③ 世帯の生計中心者の所得証明書
④ 世帯全員の住民票の写し
⑤ 印鑑

◆ 申請の流れ

① 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
② 審査のうえ、支給要件に該当する場合は、奨学金が支給されます。

◆ 支給額

・ 奨学金　月１０，０００円（５月以降に申請して採用された方は、申請受付月から支給。）

◆ 奨学金支給時期

５月（４～７月分)、８月（８～１１月分)、１２月（１２～３月分）に各４ヶ月分を口座振替により支給されます。

◆ その他

・ この奨学金は、所得制限があります。詳しくは【４９頁　「２９　手当、年金、奨励金等の所得制限・併給制限】をご確認ください。
・ 生活保護世帯に属する方は対象となりません。
・ 奨学生の採用の有効期間は１年です。翌年度以降も支給を希望する方は改めて申請が必要です。

・ 奨学金は返還の事由が生じない限り返還の必要はありません。



２９　手当、年金、奨励金等の所得制限・併給制限

手当・年金制度については、受給資格者やその扶養義務者などの所得が多いときは、手当・年金を受給することができない場合があります。

判定の対象となる所得が、所得制限額を超える場合は、その年の８月分から翌年７月まで受給することができません。ただし、心身障害高校生奨学金・入学準備金については、前々年の所得をもとに、その年の４月分から翌年３月分を判定します。

判定の対象となる所得＝前(々)年中の所得－各種所得控除

◆ 所得制限額

（平成１９年８月～平成２０年７月（心身障害高校生奨学金・入学準備金は平成１９年４月～平成２０年３月）、変更される場合が有ります。）

区分 ＼ 扶養親族数			０人	１人	２人	３人	４人目以降の加算額
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	受給資格者		円 3,604,000	円 3,984,000	円 4,364,000	円 4,744,000	円 380,000
	配偶者・扶養義務者		6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000
特別児童扶養手当	受給資格者		4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	380,000
	配偶者・扶養義務者		6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000
児童扶養手当※	受給資格者	全部支給	190,000	570,000	950,000	1,330,000	380,000
		一部支給停止	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	380,000
	配偶者・扶養義務者		2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000
特別障害給付金 障害基礎年金	受給資格者	全部支給停止	4,621,000	5,001,000	5,381,000	5,761,000	380,000
		1/2 支給停止	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	380,000
遺児手当※	受給資格者		1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	380,000
	配偶者・扶養義務者		2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000
母子・父子家庭医療※			1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	380,000
心身障害高校生奨学金・入学準備金※ 心身障害者技能習得奨励金※			1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	380,000
心身障害者手当	受給資格者		3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	380,000
在宅重度障害者手当	受給資格者		3,604,000				
	配偶者・扶養義務者		6,287,000				

●受給資格者の所得で、扶養親族等に老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある場合は１人につき 100,000 円が、特定扶養親族がある場合は１人につき 250,000 円（※のあるものについては、150,000 円）が所得制限額に加算されます。

●配偶者、扶養義務者の所得で、扶養親族等に老人扶養親族がある場合は、１人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち１人を除いた老人扶養親族１人につき）60,000 円が所得制限額に加算されます。

◆ 前（々）年中の所得

所得額は、収入額とは異なります。

※心身障害高校生奨学金・入学準備金については、前々年分の所得となります。

※特別障害者手当の受給資格者は、非課税の公的年金等も収入に含めて所得の計算をします。

※児童扶養手当、遺児手当の場合は、養育費も所得に含めます。

※譲渡所得等、特別に計算を要する所得もあります。

◆ 各種所得控除

在宅重度障害者手当は所得税・住民税の計算と同一です。その他の手当の控除額は所得税・住民税と異なりますが、概ね次のとおりとなります。

○障害者（特別障害者）控除…………………1人につき 270,000 円(400,000 円)

○寡婦・寡夫（特別の寡婦）控除………………………270,000 円(350,000 円)

・母子・父子家庭医療は控除しません。

・遺児手当は受給者が父又は母の場合は控除しません。

・児童扶養手当は受給者が母の場合は控除しません。

○勤労学生控除……………………………………………270,000 円

○雑損・医療費・小規模企業共済控除…………………実額

○社会保険料控除

・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、障害基礎年金、特別障害給付金、市心身障害者手当の本人所得の場合……実額

・その他の場合…………………………………80,000 円(保険料相当額)

◆ 手当・年金の併給制限

手当、年金制度においては、重複して手当等を受給できない場合があります。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
①特別障害者手当		×	×	×	○	○	○	○	○	○	△
②障害児福祉手当			×	×	○	○	○	×	×	―	△
③経過的福祉手当				×	○	○	○	×	×	×	△
④在宅重度障害者手当					○	○	○	○	○	○	○
⑤特別児童扶養手当						○	○	○	○	○	○
⑥児童扶養手当							○	×	×	○	○
⑦遺児手当								○	○	○	○
⑧障害基礎年金									△	×	○
⑨障害厚生年金										×	○
⑩特別障害給付金											○
⑪心身障害者手当											

※　○は併給可、×は併給不可、△は一部併給不可の場合を表しています。

３０　ＮＨＫテレビ受信料の減免

ＮＨＫへ免除申請書を提出した月から、受信料が減免されます。

◆ 対象者

【全額免除】

・ 身体障害者手帳をお持ちの方がいる低所得（生活保護基準以下）世帯
・ 重度知的障害者（Ａ判定）のいる市町村民税非課税世帯

【半額免除】

・ 世帯主が視覚・聴覚障害者の世帯
・ 世帯主が重度（１～２級）の肢体不自由者の世帯

※ 世帯主とは、住民票上の世帯主を指します。

◆ 申請先・問い合わせ先

・ 碧南市役所　福祉課
・ ＮＨＫ　豊橋支局

〒４４０－０８０１　豊橋市今橋町１－２　電話（０５３２）５５－１１２３

◆ 申請に必要なもの

① 申請書（福祉課窓口でお渡しします。）
② 身体障害者手帳又は療育手帳
③ 全額免除を申請する場合は、収入・課税状況のわかる書類
④ 印鑑

◆ 申請の流れ

① 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
② 審査のうえ、要件に該当する場合は、証明書をお渡しします。
③ 証明書をＮＨＫに郵送し、承認されると減免が開始されます。

◆ その他

・ 減免事由に該当しなくなった場合は、ＮＨＫに届け出る必要があります。
・ 減免事由に該当するかどうか、毎年ＮＨＫより確認調査があります。
・ 生活保護を受給中の方は、別途地区担当の福祉課職員にお問合せください。

３１　電話番号案内の無料扱い（ふれあい案内）

電話帳により電話番号を探すことが困難な方の電話番号案内料金が無料になります。

◆ 対象者

・ 身体障害者手帳をお持ちで、視覚障害１～６級の方又は肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）１・２級の方
・ 療育手帳をお持ちの方
・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

◆ 申請先・問い合わせ先

・ 西日本電信電話株式会社（ＮＴＴ西日本）
電話（０１２０）１０４－１７４　　ＦＡＸ（０１２０）２０１－３９０
（平日　９：００～１７：００、電話・ＦＡＸともフリーダイヤル（通話料無料））

◆ 申請に必要なもの

① 申込書（ＮＴＴ西日本から取り寄せてください。）
② 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
③ 印鑑

◆ 申請の流れ

① まず、ＮＴＴ西日本に電話をしたうえで、申込書を取り寄せ、上記の「申請に必要なもの」をそろえて、ＮＴＴ西日本へ申請してください。
② 内容の確認やいつから無料で番号案内を利用できるか等について、ＮＴＴ西日本から連絡があります。
③ 番号案内を利用の際は、１０４番へ電話をかけ、「ふれあい案内」とお申し出頂き、登録番号と暗証番号をオペレーターにお申し出ください。

◆ その他

・ 郵送による登録手続きを経ないと、無料扱いにはなりません。
・ 携帯電話からの電話番号案内は対象となりません。各携帯電話会社が電話番号案内を無料扱いとしている場合があります。詳しくは各携帯電話会社へお尋ねください。

３２　携帯電話料金の割引

携帯電話の基本使用料等が割引になる場合があります。

◆ 対象者

・ 身体障害者手帳をお持ちの方
・ 療育手帳をお持ちの方
・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

◆ 申請先・問い合わせ先

各携帯電話会社、携帯電話取扱店等

◆ 申請に必要なもの

① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
② 印鑑
③ その他必要な書類

◆ 申請の流れ

① 契約の際、障害者の割引制度について、ご相談ください。
② 現在契約している方も、途中から障害者割引を適用できる場合があります。

◆ その他

・ 各携帯電話会社により、割引の取扱内容が異なります。詳しくは各携帯電話会社、携帯電話取扱店等にお尋ねください。



３３　愛知県障害者住宅整備資金貸付制度

障害者の専用居室等を新築、増築、改築又は改造するために必要な資金をお貸ししています。

◆ 対象者

・ 下記の障害者又は障害者と同居する親族であること。
　（１）身体障害者手帳１～４級をお持ちの方
　（２）療育手帳Ａ又はＢ判定をお持ちの方
　（３）自閉症状群と診断された方
・ 愛知県内に住所を有していること（名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市を除く。）。
・ 障害者の専用居室、浴室等を必要とし、自己資金で工事を行うことが困難なこと。
・ 貸付金を返済できる収入（資産）があること。
・ 原則として、過去に障害者住宅整備資金の貸付を受けたことがないこと。

◆ 対象となる工事

・ 貸付決定の日から３ヶ月以内（又は年度末までのいずれか早い時期）に着工でき、かつ１年以内に完了可能な工事（既存住宅の購入の場合は３ヶ月以内（又は年度末までのいずれか早い時期）契約できるもの）
・ 申請者が居住又は居住を予定している家屋の下記の工事であって、障害者の専用居室、浴室、便所、台所、階段、廊下、てすり、スロープなどを整備する者
　✧ 新築（新たに建築物を建てる工事（中古住宅・分譲住宅等の既存住宅の購入を含む。））
　✧ 増築（既存家屋のある敷地内において、居室、浴室等の床面積を増加する工事）
　✧ 改築（既存家屋の一部を取り壊し、改めて建築する工事）
　✧ 改造（既存家屋の内部構造を変えずに居住機能を高める工事）

◆ 貸付の対象とならない工事

・ 障害者の日常生活の場でないもの（応接室、物置等）を整備する工事
・ 維持補修的な性質の工事
・ 貸付決定以前に着工した工事（既存住宅の購入の場合は、貸付決定以前に契約した物件）

◆ 貸付の条件

・ 貸付限度額　３００万円（ただし貸付額は５万円単位）
・ 利率　年３％以内（平成１９年１２月１２日現在は１．２％）
・ 償還方法　元利均等半年賦償還（償還回数２０回）
・ 償還期間　貸付の日の属する月の翌月から１０年以内

・ 保証人　連帯保証人２名（申請日の６ヶ月以前から愛知県内の同一市町村に住所を有している方で、相当の資産又は収入があり、独立の生計を営んでいる方

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　福祉課

◆ 申請に必要なもの

① 申請書（様式第１）（福祉課窓口でお渡しします。）
② 工事計画書（様式第２）（福祉課窓口でお渡しします。）
③ 工事前及び工事後の平面図（様式第２別紙１）（福祉課窓口でお渡しします。）
④ 見積書（様式第２別紙２）（福祉課窓口でお渡しします。）
⑤ 申請者の家族全員の住民票の写し（続柄の記してあるもの。）
⑥ 申請者及び連帯保証人の所得証明書又は源泉徴収票の写し
⑦ 借家又は借地に工事を行う場合は、所有者の承諾書
⑧ 建築確認通知書の写し
⑨ 身体障害者手帳、療育手帳の写し等
⑩ 印鑑
⑪ その他愛知県が指示するもの

◆ 申請の流れ

① まず、申請前に福祉課窓口で内容についてご相談ください。
② 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、福祉課窓口で申請してください。
③ 愛知県において内容を審査し、選考により貸付されます。

◆ その他

・ 毎年、申請期間は４月１日から１２月２０日までとなっており、募集戸数（約７個）に達した場合は締め切られます。
・ 貸付利率は３％以内で情勢により変動しますが、貸付決定時の利率が償還期間中適用されます。
・ 必要に応じて、愛知県西三河事務所健康福祉課等での手続きが必要な場合があります。



３４　住宅改善費補助金

身体障害者の方が、自ら居住する住宅の居室、便所等の使用の確保又はこれらの安全のために必要な設備の取付けに要する経費を補助します。

◆ 対象者

市内に住所を有する６５歳未満の在宅の方で、次のいずれにも該当する方。

・ 介護保険法による要介護・要支援認定を受けていない方
・ 身体障害者手帳をお持ちの方で、視覚又は下肢機能若しくは体幹機能障害が１～３級の方

◆ 対象となる工事

・ 手すりの取付け
・ 段差の解消
・ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
・ 引き戸等への扉の取替え
・ 洋式便器等への便器の取替え
・ その他上記の工事に付帯して必要となる住宅改修　等

◆ 対象とならない工事

・ 障害者本人の障害内容、生活状況等と照らし合わせて必要と認められない工事
・ 障害者の日常生活の場でないもの（応接室、物置等）を整備する工事
・ 維持補修的な性質の工事
・ 決定以前に着工した工事

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　福祉課

◆ 申請に必要なもの

① 申請書（福祉課窓口でお渡しします。）
② 工事前及び工事後の平面図
③ 見積書
④ 住宅改善前の写真
⑤ 身体障害者手帳
⑥ 印鑑
⑦ その他、必要に応じて市が指示するもの

◆ 申請の流れ
① まず、申請前に福祉課窓口で内容についてご相談ください。
② 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、福祉課窓口で申請してください。
③ 必要に応じて、自宅に訪問し、調査を行います。
④ 内容を審査し、必要と認められると、補助が決定されます。
⑤ 工事完了後、実績報告書に業者の領収書、住宅改善後の写真を添えて提出します。
⑥ 必要に応じて、自宅に訪問し、適切な工事が行われているか確認を行います。

◆ その他
・ 補助金の額は、住宅改善に要した経費とし、５０万円が限度です。
・ 工事着工後の申請はできません。

３５　県営住宅等への優先入居、家賃減額

市営住宅、県営住宅、都市再生機構賃貸住宅等の公営住宅では、家賃の減額や、一般世帯よりも優先して入居できるように当選の倍率を上げる等の優遇措置が受けられる場合があります。また、障害者向けに特別に設計された住宅もあります。詳しくは各公営住宅等の管理者にお尋ねください。

◆ 対象者
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方　等

◆ 問合せ先
碧南市営住宅　　碧南市役所　建築課
愛知県営住宅　　愛知県住宅供給公社　電話（０５２）９５４－１３６２
　　　　　　　　同　知立住宅管理事務所　電話（０５６６）８４－５６７７
都市再生機構　　中部支社　電話（０５２）９６８－３１０１
雇用促進住宅　　財団法人雇用振興協会名古屋支社　電話（０５２）２１１－４３２４

３６　リフォームヘルパーの派遣

障害をかかえていても安心して家庭で暮らせるように、建築士・理学療法士・社会福祉士等の専門家がチームになり、住宅改修の相談、助言等をします。必要に応じ、改修内容の平面図を作成します。

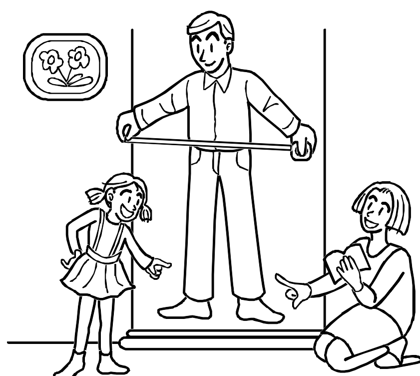
◆ 対象者
心身障害者（児）のいる家庭

◆ 実施日
・ 毎週火曜日　　新規相談（通常は午後１時開始）
・ 毎月第３火曜日　　施行後点検評価

◆ 申請先・問い合わせ先
碧南市社会福祉協議会　　　碧南市山神町８丁目３５番地
電話（０５６６）４６－３７０２　　ＦＡＸ（０５６６）４８－６５２２

◆ 利用料
無料（平面図作成も無料）

◆ 申請の流れ
① まず、電話等でリフォームヘルパーの派遣依頼をします。介護保険の要介護・要支援認定を受けている方は、担当の介護支援専門員等にお尋ねください。
② 必要に応じて、心身の状況、改修希望内容等をお聞きします。
③ 実施日当日、専門家がチームとなり相談に応じ、必要な助言をします。
④ 必要に応じて、改修内容の平面図を作成し、お渡しします。
⑤ 工事完了後、必要に応じて、自宅に訪問し、適切な工事が行われているか確認を行います。



３７　生活福祉資金の貸付

障害者又はその同居の家族の方に、次の貸付を行います。

◆ 対象者

障害者又はその同居の家族

◆ 貸付の内容

・ 療養・介護資金

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを受けた場合などに必要な費用等

・ 福祉資金（障害者等福祉用具購入費）

高額な福祉用具等の購入等に必要な資金。

・ 福祉資金（障害者自動車購入費）

障害者の日常生活に必要な自動車を購入するために必要となる資金の一部。

・ 住宅資金

住宅を増築、改築、拡張、補修等を行うのに必要な資金。

・ 更生資金

障害のある方が生業を営むために必要な資金。また、生業を営み、就職をするために必要となる技能を習得するための経費及びその技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費についても資金の貸付が受けられます。

◆ 貸付の条件・申請に必要なもの

資金の内容によって異なります。

◆ 申請先・問い合わせ先

民生委員を通じ、碧南市社会福祉協議会へ申請してください。

碧南市社会福祉協議会　　　碧南市山神町８丁目３５番地

電話（０５６６）４６－３７０２　　ＦＡＸ（０５６６）４８－６５２２

◆ 申請の流れ

・ まず、お住まいの地域の民生委員に、資金の貸付について相談します。
・ 申請に必要なものをそろえて、碧南市社会福祉協議会へ申請してください。
・ 内容を審査し、選考により貸付されます。

◆ その他

・ 生活福祉資金は、ここでご紹介したものの他に、低所得者・高齢者・失業者等を対象としたものもあります。

３８　自動車運転免許取得費助成

身体に障害のある方が、自動車教習所で技能を習得し、普通自動車運転免許を取得した場合に必要な経費の一部を助成します。

◆ 対象者

身体障害者手帳をお持ちの方で、以下のいずれにも該当する方

・ 就労、通院、通学等のために普通自動車運転免許を取得しようとする方
・ 自動車教習所等において技能を習得し、免許を取得した方

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　福祉課

◆ 申請に必要なもの

・ 申請書（福祉課窓口でお渡しします。）
・ 身体障害者手帳
・ 自動車運転免許証
・ 自動車教習所等が作成した免許取得に要した費用を明らかにしたもの
・ 本人名義の預金通帳（ゆうちょ銀行を除く。）
・ 印鑑

◆ 申請の流れ

・ 免許取得後６ヶ月以内に、上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
・ 審査のうえ、交付が適当と認められた場合は、助成金が支給されます。

◆ 申請先

碧南市役所　福祉課

◆ 助成金の額

免許を取得するために要した費用の額の３分の２以内の額（１，０００円未満の端数は切り捨て）で、その額が１０万円を超えるときは、１０万円。

◆ その他

・　普通自動車運転免許以外の運転免許は対象となりません。

３９　自動車改造費補助金

身体に障害のある方が、就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操行装置、駆動装置等の一部の改造が必要な場合に必要な経費の一部を補助します。

◆ 対象者

身体障害者手帳をお持ちの方で、以下のいずれにも該当する方

- 就労、通院、通学等に伴い身体障害者自らが所有し、運転する自動車の操行装置・駆動装置の一部を改造する必要がある場合
- 道路交通法第９１条の規定により、身体障害を理由としてその障害内容に応じて免許に条件が付されている場合

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　福祉課

◆ 申請に必要なもの

- 申請書（福祉課窓口でお渡しします。）
- 身体障害者手帳
- 自動車運転免許証
- 自動車検査証（車検証）
- 改造の箇所及び経費を明らかにした見積書及びそのカタログ（図面）等
- 本人名義の預金通帳（ゆうちょ銀行を除く。）
- 印鑑

◆ 申請の流れ

- 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
- 審査のうえ、交付が適当と認められた場合は、改造後、補助金が支給されます。

◆ 助成金の額

自動車の改造に要した費用の額（その額が１０万円を超えるときは、１０万円）

◆ その他

- この補助金は、所得制限があります。所得制限の額は【４９頁　「２９　手当、年金、奨励金等の所得制限・併給制限】の所得制限額欄の「特別障害者手当　障害児福祉手当　経過的福祉手当」欄と同じです。
- 福祉車両等を購入する場合は対象になりません。
- 改造の対象は、免許の条件が付されている内容に準じて必要な改造に限られます。

４０　情報・通信支援用具費支給事業

重度の視覚障害、上肢障害のある方がパソコンを使用するのに必要な周辺機器及び専用ソフト等を購入する費用の一部を支給します。パソコン本体は対象となりません。

◆ 対象者

身体障害者手帳をお持ちの方で、以下のいずれにも該当する方

- ・ 視覚障害２級以上又は上肢障害２級以上の方
- ・ パソコンの使用により社会参加が見込まれる方

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　福祉課

◆ 申請に必要なもの

- ・ 申請書（福祉課窓口でお渡しします。）
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 購入する周辺機器等の見積書及び規格等の詳細が確認できる書類（カタログ）等
- ・ 本人名義の預金通帳（ゆうちょ銀行を除く。）
- ・ 印鑑

◆ 申請の流れ

- ・ 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
- ・ 審査のうえ、交付が適当と認められた場合は、用具費が支給されます。

◆ 支給額

周辺機器等の購入費用の３分の２（その額が１０万円を超えるときは、１０万円）

◆ その他

- ・ この事業は、所得制限があります。所得制限の額は【４９頁　「２９　手当、年金、奨励金等の所得制限・併給制限】の所得制限額欄の「特別障害者手当　障害児福祉手当　経過的福祉手当」欄と同じです。

４１　寝具洗濯乾燥サービス

寝具を洗濯、乾燥、消毒したものと毎月取り替えます。

◆ 対象者
- ６５歳以上のねたきりの方
- ６５歳以上のひとり暮らしの方で特にサービス利用が必要と認められる方
- 身体障害者手帳１・２級の方又は療育手帳Ａ判定に該当する満１８歳以上の方

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　高齢介護課

◆ 利用料

無料

◆ 申請に必要なもの
- 申請書（高齢介護課窓口でお渡しします）
- 身体障害者手帳、療育手帳（お持ちの方のみ）
- 印鑑

◆ 申請の流れ
- 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
- 審査のうえ、適当と認められた場合は、サービス利用が開始されます。

◆ その他
- このサービスは、ご自身がお持ちの寝具を洗濯等するものではありません。洗濯等された寝具をご自宅にお持ちし、毎月交換するものです。

４２　訪問理容サービス

ねたきり等のため、理容店へ一人で出かけることの出来ない方を理容業者が訪問し、散発とひげそりを行います。

◆ 対象者

- 在宅で生活をしている６５歳以上のねたきりの方
- 身体障害者手帳１・２級の方で、理容店へ行くことが出来ないと認められる方。

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　高齢介護課

◆ 利用料

無料

◆ 申請に必要なもの

- 申請書（高齢介護課窓口でお渡しします。）
- 身体障害者手帳（お持ちの方のみ。）
- 印鑑

◆ 申請の流れ

- 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
- 審査のうえ、適当と認められた場合は、利用券を発行します。

◆ その他

- 利用券は、年間６回分を発行します。



４３　家具等転倒防止事業

地震発生時の家具の転倒を防止するために、金具等で家具を固定します。

◆ 対象者

- 身体障害者手帳１・２級の方
- 療育手帳Ａ判定の方
- 精神障害者保健福祉手帳１級の方
- ６５歳以上の高齢者のみの世帯に属する方

◆ 申請先

社団法人碧南市シルバー人材センター　　　碧南市汐田町１丁目１番地２
電話（０５６６）４６－３７０３　　ＦＡＸ（０５６６）４３－５０４１

◆ 問い合わせ先

碧南市役所　福祉課・高齢介護課

◆ 利用料

無料

◆ 内容

転倒防止用の固定金具の取付け。

※ 家具の連結、柱、梁、鴨居又は壁等への固定で、対象となる家具は洋服だんす、和だんす、整理だんす、茶だんす等の家具５点まで

◆ 申請に必要なもの

- 申請書（シルバー人材センター窓口でお渡しします。）
- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）
- 印鑑

◆ 申請の流れ

- 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、シルバー人材センターで申請してください。
- 審査のうえ、適当と認められた場合は、シルバー人材センターから家具の固定に伺います。

◆ その他

- 対象者でない方も実費で取付け可能です。シルバー人材センター窓口でお尋ねください。

４４　知的障害者位置情報システムサービス事業

知的障害者が所在不明になった場合、位置を探知できる携帯端末をお貸しします。

◆ 対象者
療育手帳をお持ちで、携帯端末を常時所持できる方の保護者

◆ 申請先・問い合わせ先
碧南市役所　福祉課

◆ 利用料
・ 機器購入費・基本使用料　無料
・ 位置情報提供料（利用者負担）
　・電話照会　１回３００円
　・インターネット等　１回１００円（月２回までは無料）
・ 現場急行料（利用者負担）　利用１回１時間当たり１万円

◆ 申請に必要なもの
・ 申請書（福祉課窓口でお渡しします。）
・ 療育手帳
・ 保護者名義の預金通帳（ゆうちょ銀行も可。）、届出印
・ 本人の写真（３ヶ月以内に撮影したもの。）
・ 印鑑

◆ 申請の流れ
・ 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
・ 審査のうえ、適当と認められた場合は、サービス利用が開始されます。

◆ その他
・ 携帯端末等のみ利用料は無料ですが、本人が所在不明になった場合の位置情報提供料と現場急行料はご負担いただきます。
・ 徘徊高齢者向けの同様なサービスを高齢介護課で取り扱っています。

４５　日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

福祉サービスに関する利用手続き、利用料の支払い、苦情解決制度の利用手続きや通帳・印鑑の保管をお手伝いします。

◆ 対象者

・　認知症高齢者・知的障害者・精神障害者で、契約等の判断をすることが不安な方や金銭管理、書類管理等に不安のある方。

◆ 申請先・問い合わせ先

・碧南市社会福祉協議会　　　碧南市山神町８丁目３５番地
　電話（０５６６）４６－３７０２　　ＦＡＸ（０５６６）４８－６５２２

・安城市社会福祉協議会（基幹的社会福祉協議会）　電話（０５６６）７７－２９４１

◆ 利用料

１回　１，２００円　※生活保護世帯は無料
通帳等の保管は年間３，０００円

◆ 利用の流れ

・　利用を希望される方は、碧南市社会福祉協議会にご相談ください。
・　担当の基幹的社会福祉協議会等の「専門員」が面接をさせていただき、利用を希望される方のご希望や状況をうかがいながら、「支援計画」（サービス内容を定めたもの）を作成します。
・　この支援計画によるサービスで合意されれば、「契約書」を取り交わし、支援が開始されます。

◆ その他

・　相談や、支援計画の作成などは無料です。
・　契約締結後の、生活支援員による援助については、有料です。



４６　車いすの貸出し

病気・ケガ等で一時的に必要とする方に、車いすをお貸しします。通院・旅行等で外出する際にご利用ください。

◆ 対象者

病気、ケガなどで一時的に車いすを必要とする碧南市在住の方。
（介護保険の要介護・要支援認定を受けている方で、長期的に車いすが必要な方は、介護保険のレンタルをご利用ください。障害者の補装具費による給付が受けられる場合はそちらをご利用ください。）

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市社会福祉協議会　　　碧南市山神町８丁目３５番地
電話（０５６６）４６－３７０２　　ＦＡＸ（０５６６）４８－６５２２

◆ 利用料

無料（但し、貸出期間中の破損、パンク等の修理代は負担していただきます。）

◆ 貸出期間

１ヶ月以内で必要な期間

◆ 申請に必要なもの

申請書（社会福祉協議会窓口でお渡しします。）

◆ 申請の流れ

・ 碧南市社会福祉協議会で申請してください。
・ その場で車いすをお貸しします。

◆ その他

・ 事前の予約は不要です。
・ 用意してある車いすは普通型車いすのみです。詳しくはお問合せください。
・ 車いすの運搬は、申請者に行っていただきます。



４７　車いす専用車「ふれあい号」の貸出し

車いす利用者が、車いすに乗ったまま車に乗り込める車いす専用車「ふれあい号」の貸出を行っております。病気・ケガ等で一時的に必要とする方に、車いす専用車をお貸しします。通院・旅行等で外出する際にご利用ください。

◆ 対象者
・　碧南市内に住所を有する車いす使用者
・　市内の福祉団体及び福祉施設
・　その他、社会福祉協議会の会長が必要と認めた方

◆ 申請先・問い合わせ先
碧南市社会福祉協議会　　　碧南市山神町８丁目３５番地
電話（０５６６）４６－３７０２　　ＦＡＸ（０５６６）４８－６５２２

◆ 利用者の負担
・　運転手は、利用者に確保していただきます（運転経験１年以上の方)。
・　燃料費等として走行距離３０km まで３００円、３０km を越え１０km 毎に１００円を負担していただきます。
・　有料道路等の通行料、駐車料金等は利用者の負担となります。
・　次の利用者の方のために、掃除等をしていただくことがあります。
・　車の貸出し、返却は社会福祉協議会の事務所にて行います。

◆ 貸出期間
・原則として４日以内です。
・貸出及び返却は、土・日・祝日、年末年始を除く午前８時３０分から午後５時までの間に行っていただきます。

◆ 申請に必要なもの
・　申請書（社会福祉協議会窓口でお渡しします。）
・　運転される方全員の運転免許証

◆ 申請の流れ
・　上記の「申請に必要なもの」をそろえて、碧南市社会福祉協議会で申請してください。
・　手続き完了後、車いす専用車をお貸しします。初めて利用される時は、使い方のご説明をいたします。時間に余裕を持ってお越しください。
・　利用終了後、利用料金の精算をします。

◆ その他

- 利用したい日に空きがある場合はすぐにお貸しすることが出来ますが、利用日の属する月の２ヶ月前から電話にて予約することも出来ます。
- 車いす専用車は２台あり、普通車（タウンエース　ノア）と軽自動車（ワゴンR）になります。



４８　手話通訳者の設置

手話通訳者が、福祉課窓口での手続きはもちろん、市役所内での手話通訳をします。

◆ 手話通訳者がいる日時

毎週月曜日　９：００～１２：００

※ 祝日、１２月２９日から１月３日を除きます。

※ 月曜日が祝日に当たる場合は翌日に振り替えます。

◆ 手話通訳者がいる場所

碧南市役所　福祉課

※ 必要に応じて、他の課に移動して通訳します。

◆ 利用料

無料

◆ その他

手話を日常利用されていない方には、筆談等で対応させていただきます。

４９　手話通訳者・要約筆記者の派遣

病院を受診するとき等に手話通訳者・要約筆記者を派遣します

◆ 派遣の対象

聴覚障害者、音声言語機能障害者等が以下のような事項で手話通訳者・要約筆記者を必要とする場合

- 公共交通機関等の相談手続に関する事項
- 医療機関等の医療に関する事項
- 公共職業安定所等の職業に関する事項
- 学校等教育に関する事項
- その他特に必要と認める事項

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　福祉課

◆ 利用料

原則無料

◆ 申請に必要なもの

申請書（福祉課窓口でお渡しします。）

◆ 申請の流れ

- 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、利用したい日の７日前までに市役所で申請してください。
- 審査のうえ、派遣が適当と認められた場合は、派遣する手話通訳者・要約筆記者を決定し、通知します。
- 派遣当日、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

◆ その他

- 手話通訳者・要約筆記者は指名できません。
- 派遣は愛知県内に限り、１日８時間以内とします。
- 派遣の根拠となる書類の提出をお願いする場合があります。
- 利用したい日の７日前までに申請できなかった場合は、派遣できない場合があります。

５０　ＦＡＸ・Ｅメールによる１１９番通報（消防）

聴覚障害のある人、急に声が出なくなった時など、通常の電話での通報が難しい方からの１１９番通報を、ＦＡＸ・Ｅメールで受付けます。

◆ 対象者

聴覚障害者、音声言語機能障害者等（健常者の方の利用はご遠慮ください。）

◆ 申請先・問い合わせ先

衣浦東部広域連合消防局　通信指令課　〒448-8677 刈谷市小垣江町西高根２０４－１
電話（０５６６）６３－０１３８　　ＦＡＸ（０５６６）６３－５７３１
ホームページ http://www.kinutoh.jp/　問い合わせ用Ｅメール tsuushin@kinutoh.jp

◆ 利用の流れ

【ＦＡＸで１１９番通報する場合】

・ 事前に「緊急通報ファックス用紙」を、福祉課窓口又は衣浦東部消防局管内（碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市）の各消防署でお受け取りになり、すぐに使用できるように準備しておいてください。衣浦東部広域連合消防局のホームページからダウンロードすることもできます。
・ 緊急通報が必要な場合、事前に準備しておいた「緊急通報ファックス用紙」に通報内容を記入の上、（０５６６）６３－１１１９にＦＡＸ送信します。
・ 緊急通報ＦＡＸを送信すると、消防局通信指令課から「ＦＡＸを受信し、救急車又は消防車を出動させました。」という内容の返信ＦＡＸが送られてきます。

【Ｅメールで１１９番通報する場合】

① 「１１９番メール届出書」に必要事項を記入し、利用登録を行い、１１９番メールのアドレスを取得してください。
② 以降、緊急通報を行う場合、必要事項を記入の上、専用アドレスに送信してください。
　※ 「１１９番メール届出書」については、福祉課窓口及び管内各消防署、通信指令課、衣浦東部広域連合ホームページから入手できます。
　※ 利用登録については「１１９番メール届出書」に必要事項を記入し、衣浦東部消防局管内の各消防署又は通信指令課まで提出してください。なお、郵送又はＦＡＸによる申し込みは、通信指令課のみ受付可能です。

◆ その他

・ ＦＡＸ・メール通信料は利用者の負担となります。
・ 利用可能範囲は衣浦東部広域連合消防局管内となります。緊急時以外は利用しないでください。

５１　ＦＡＸ・携帯電話のＷＥＢによる１１０番通報（警察）

聴覚障害のある人、急に声が出なくなった時など、通常の電話での通報が難しい方からの１１０番通報を、ＦＡＸ・携帯電話のＷＥＢで受付けます。

◆ 対象者

聴覚障害者、音声言語機能障害者等（健常者の方の利用はご遠慮ください。）

◆ 申請先・問い合わせ先

愛知県警察本部通信指令室

ホームページ　http://www.pref.aichi.jp/police/110/110.html

◆ 利用の流れ

【ＦＡＸで１１０番通報する場合】

- 「ＦＡＸ１１０番様式」をホームページからダウンロードしてください。
- 緊急通報が必要な場合、「ＦＡＸ１１０番様式」に通報内容を記入の上、ＦＡＸを（０１２０）１１０－３６９に送信します。

【ＷＥＢ１１０番通報システムを利用する場合】

① 携帯電話から　http://www.ap-web110.jp/　にアクセスし、通報内容を送信します。

② 通報者と愛知県警察が対話形式（チャット）で通報確認を行います。

◆ その他

- 携帯電話の通信料は利用者の負担となります。
- ＷＥＢ１１０番通報システムは、携帯電話以外からのアクセス（パソコン、ＰＨＳ）は出来ません。
- 緊急事態以外では絶対に利用しないでください。
- 通報は愛知県内の事件・事故に限られます。



５２　声の広報

『広報へきなん』の内容をカセットテープに録音し、毎号ご自宅にお届けします。

◆ 対象者

碧南市在住の視覚障害者

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　福祉課

◆ 利用料

無料（カセットテープ郵送料、返送料も無料）

◆ 申請に必要なもの

・ 身体障害者手帳

◆ 申請の流れ

・ 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
・ カセットテープ郵送の方法について、愛知県盲人福祉連合会から連絡があり、利用が開始されます。

◆ その他

・ 盲人用郵便を使ってカセットテープを郵送しますので、郵送先はご自宅に限られ、勤務先等に郵送することはできません。



５３　障害者訪問入浴サービス事業

ご自宅に浴槽をお持ちする入浴車による入浴及び洗髪のサービスを行います。

◆ 対象者

身体障害者手帳１・２級の６５歳未満の方で、訪問入浴サービスが必要と認められた方
※介護保険法による要支援・要介護認定を受けている方は対象になりません。

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市役所　福祉課

◆ 利用料

無料
※実施に要する水、電気等の現物は利用者負担

◆ 申請に必要なもの

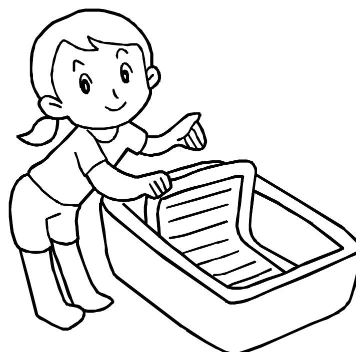
・ 申請書、誓約書（福祉課窓口でお渡しします。）
・ 身体障害者手帳
・ 入浴の可否に関する意見書（主治医が作成、福祉課窓口でお渡しします。）
・ 印鑑

◆ 申請の流れ

・ 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
・ 審査のうえ、利用が適当と認められた場合は、サービス利用が開始されます。

◆ その他

・ 利用の際は、家族の方が立会い、介助に当たることが必要です。
・ 着替え、バスタオル、タオル、洗面器等をご用意いただきます。



５４　障害者教室・サークル活動事業

在宅障害者やボランティア活動をしたい方のために、心身障害者福祉センターで教室やサークル活動を行っています。専門指導員により各教室の企画・運営をしています。随時参加できます。見学からでも結構ですので、お気軽にご参加ください。

◆ 対象者

在宅の障害者の方やボランティア活動をしたい方　等

◆ 利用料

無料（材料費等は実費負担となる場合があります。）

◆ 内容（平成２０年２月現在）

【教室・サークル活動】

・彩墨画教室	毎月第２・４金曜日　１３時～１５時３０分
・創作（陶芸）教室	毎週月曜日　１８時～２１時
・カラオケ教室	毎週月曜日　１３時～１５時３０分
・ダンス教室	毎月第２・４火曜日　１３時３０分～１５時３０分
・盲人卓球教室	毎週木曜日　１３時～１６時３０分
・パソコン教室	毎月第１火曜日　１８時３０分～２０時３０分　及び 第３火曜日　１３時３０分～１５時３０分
・車いすダンス教室	毎月第２水曜日　１０時～１２時
・卓球教室	毎週金曜日　１３時～１６時３０分

【ボランティア活動】

・手話教室	毎週木曜日　１９時３０分～２１時
・点訳教室	毎月第１木曜日　１０時３０分～１２時　及び 第３金曜日　１９時３０分～２１時

◆ 開催場所

碧南市心身障害者福祉センター

碧南市山神町８丁目７６番地

電話（０５６６）４８－１７２０　　ＦＡＸ（０５６６）４２－５３３７

◆ その他

・　内容、開催時間については変更となる場合があります。詳しくはお尋ねください。

５５　碧南市民図書館における障害者向けサービス

碧南市民図書館では、からだや目の不自由な方に、次のような図書館サービスを提供しています。利用はすべて無料です。

○郵送貸出

ご自宅まで、本や、雑誌、ビデオ、ＣＤなどを郵送でお届けいたします。事前に利用登録が必要です。まずは、図書館までご相談ください。

○対面朗読

ご希望の資料を図書館の朗読サービス室にて対面で朗読します。図書館の資料に限らず、私物の本・広告・チラシ・機械の取扱説明書など、朗読できるものならなんでもお読みいたします。ご希望の方はまず、お電話でお申し込みください。個人の読書の秘密は厳守いたします。

○レファレンスサービス

本の問い合わせや調べものを電話やＦＡＸでお受けします。「言葉の意味を知りたい」「ある事柄を調べたい」というときには、電話やＦＡＸでレファレンスカウンターまでお尋ねください。

○リクエスト・サービス

希望に応じて録音テープを作成します。作成できないものもありますので、詳しくは職員にご相談ください。また、録音・点字図書は、全国の図書館から取り寄せることもできます。ご利用ください。

○お知らせの送付

図書館では、声のけやきどおり通信（月１回発行・テープ版）を作成し、ご希望の方にお送りしています。内容は、読書案内や図書館からのお知らせ等です。

○その他

- 一般の活字よりも大きな活字で書かれた大活字本も貸し出し収集しています。
- 図書館には、車椅子、車椅子用トイレ、車椅子用デスク、拡大読書器などもご用意してありますので、ご利用ください。
- 筆談でも職員が応対いたします。

◆ 問い合わせ先

碧南市民図書館　本館
碧南市鶴見町１丁目７０番地１
電話（０５６６）４１－０８９４　ＦＡＸ（０５６６）４１－１２２５

５６　障害者歯科診療所

　碧南市では、障害のある方に安心して歯科診療をしていただけるように障害者歯科診療所を開設しています。バリアフリーで診療台まで車いすで行くことが出来ます。

◆ 診療日時

毎週木曜日（祝日・お盆・年末年始を除く。）午後１時～午後５時

◆ 申込み

時間予約制です。予め予約の上、診察を受けてください。

・月曜日～金曜日の９：００～１７：００に、碧南市保健センターにご連絡ください。

碧南市保健センター　　電話（０５６６）４８－３７５１

・木曜日午後の診察中は、障害者歯科診療所にご連絡ください。

障害者歯科診療所　　電話（０５６６）４６－３７００

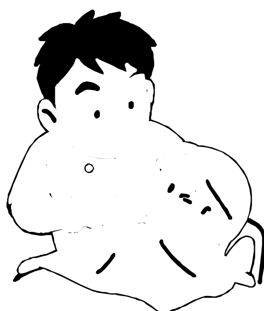
◆ 所在地

碧南市山神町８丁目３５番地（旧碧南保健所跡）

電話（０５６６）４６－３７００

◆ その他

- 健康保険証及び障害者医療証の発行を受けている方はご持参ください。
- 初診の方は介護者の方の同伴をお願いします。
- 当日の担当医など詳しくは碧南歯科医師会ホームページ http://www.hekinan-dental.com/index_syougaisya.html　をご確認ください。
- ねたきりの方等のために、在宅訪問診療を行っている歯科診療所もあります。詳しくはかかりつけの歯科診療所又は碧南市保健センターにお尋ねください。
- お近くの歯科診療所でも障害者の診察が可能なときもあります。診療所によって受け入れ体制が異なりますので、各診療所に直接お問い合わせください。愛知県歯科医師会のホームページ　http://www.aichi-dental-handicapped.jp/　からも検索が出来ます。



５７　福祉機器のリサイクル

碧南市社会福祉協議会では、福祉機器のリサイクルの仲介を行っています。福祉機器を譲りたい方、譲って欲しい方に登録をしていただき、該当があった場合にご紹介します。

◆ 対象者
福祉機器、福祉用具を譲りたい方、譲って欲しい方等　どなたでも

◆ 申請先・問い合わせ先
碧南市社会福祉協議会　　　碧南市山神町８丁目３５番地
電話（０５６６）４６－３７０２　　ＦＡＸ（０５６６）４８－６５２２

◆ 利用の流れ
【福祉用具を譲りたい方】
・ どのような福祉用具を譲りたいか、社会福祉協議会に連絡します。
・ 必要に応じて職員が訪問し、現物の確認をします。
・ 該当する福祉用具を探している方がないか、職員が確認します。
・ 該当する方がある場合→双方に連絡、調整をします。
該当する方がない場合→譲りたい福祉用具を登録。必要な方が現れた場合に連絡します。

【福祉用具を譲って欲しい方】
① 譲ってほしい福祉用具を社会福祉協議会に連絡します。
② 該当する福祉用具の登録がある場合→双方に連絡、調整をします。
該当する福祉用具の登録がない場合→譲って欲しい福祉用具を登録します。譲ってくださる方が現れた場合に連絡します。

◆ 利用料
無料

◆ その他
・ 福祉機器の現物を、社会福祉協議会でお預かりすることは出来ません。
・ 現物の運搬は、譲り受ける方にご負担いただきます。
・ 譲り受ける場合、相手の方が有償での譲渡を希望されている場合、譲り受ける方にご負担いただきます。

５８　郵便等による不在者投票等

２０歳以上の日本国籍をお持ちの方には、選挙権が与えられています。

障害により、投票日当日に選挙の投票所へ行けない方で施設に入所中の方については、各施設で不在者投票ができる場合があります。また、郵便等による不在者投票等の制度もあります。

◎郵便等による不在者投票

選挙の際、自宅で投票し、郵便等でこれを送ることが認められています。

◆ 対象者

ア　身体障害者手帳

両下肢、体幹又は移動機能の障害…１級、２級

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害…１級、３級

免疫の障害…１級から３級まで

イ　戦傷病者手帳

両下肢又は体幹の障害…特別項症から第２項症まで

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害…特別項症から第３項症まで

ウ　要介護者

介護保険法による要介護者であって、被保険者証に要介護５と記載されている人

◆ 申請先・問い合わせ先

碧南市選挙管理委員会（碧南市役所の中にあります。）

◆ 申請の流れ

・ 選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、選挙人自身が署名（点字によるものを除く。）をした郵便等投票証明書交付申請書に前記事項を証明する書類（手帳又は被保険者証）を添えて申請します。
・ 申請を受理した市町村選挙管理委員会の委員長は、郵便等投票を行うことができると認めたときは、申請者に対して、郵便等投票証明書を郵送します。なお、郵便等投票証明書の有効期間は７年間（要介護者については被保険者証に記載されている有効期間）です。

◆ 郵便等による不在者投票の手順

・ 投票日の４日前までに関係市町村選挙管理委員会へ郵便等投票証明書を提示して投票用紙等の交付を請求します。
・ 投票用紙等は選挙人の所へ郵送されるので、記載のうえ市町村選挙管理委員会へ郵送します。

・ 郵便等による不在者投票において本人が投票用紙に記載できない場合、あらかじめ定めた代理記載人によって投票用紙を記載する制度（代理記載といいます。）があります。この代理記載の届出ができる人は次に該当する人です。

(ｱ) 身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が１級と記載されている人

(ｲ) 戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第２項症までと記載されている人

◎不在者投票指定施設

不在者投票指定施設（病院又は老人ホーム等）に入院、入所中の人についても、施設長に不在者投票がしたい旨を申し出れば、その施設で不在者投票をすることができます。

◆ 碧南市内で不在者投票できる施設（順不同）

小林記念病院、碧南市民病院、加藤病院、碧南市養護老人ホーム、新川中央病院、特別養護老人ホームシルバーピアみどり苑、老人保健施設ひまわり、老人保健施設向陽、特別養護老人ホーム川口結いの家

◎点字等による投票等

視覚障害者の方等は、投票所（期日前投票等を含む）において、点字投票が出来ます。投票所では、車いすのままでも投票しやすいように低い記載台を用意しているところもあります。その他、選挙に関することは、下記までお尋ねください。

碧南市選挙管理委員会（碧南市役所の中にあります）

電話（０５６６）４１－３３１１　ＦＡＸ（０５６６）４８－００７７



５９　難病患者の方の福祉施策

難病患者の方を対象とした、以下の事業を行っています。

◎難病患者等ホームヘルパー派遣事業
◎難病患者等日常生活用具給付事業

◆ 対象者
厚生労働省科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患の患者及び関節リウマチ患者

◆ 申請先・問い合わせ先
碧南市役所　福祉課

◆ 申請に必要なもの
・ 申請書・診断書（福祉課窓口でお渡しします。）
・ 印鑑
・ （日常生活用具の場合）カタログの写し、業者の見積書
・ その他市が必要と認める書類　等（申請する内容によって異なります。）

◆ 申請の流れ
・ 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
・ 審査のうえ、利用が適当と認められた場合は、サービス利用が開始又は日常生活用具が給付されます。

◆ 利用料
世帯の所得税額等によって異なります。

◆ その他
・ 対象となる疾患、日常生活用具の種類等詳細についてはお問い合わせください。
・ 障害者自立支援法等他法で利用・給付が受けられる場合はそちらが優先されます。
・ 衣浦東部保健所では、難病患者の方を対象に、電話・面接・家庭訪問を行い、療養上の不安・悩み・日常生活の工夫等の相談に応じています。また、難病患者・家族の教室を開催しています。詳しくは下記までお尋ねください。

衣浦東部保健所　　　刈谷市大手町１丁目１２番地
電話（０５６６）２１－４７７８　ＦＡＸ（０５６６）２５－１４７０
ホームページ　http://www.pref.aichi.jp/iryofukushi/kinuura-hc/

６０　こころの健康に関する相談等

こころの健康に関する相談・事業を愛知県精神保健福祉センターと衣浦東部保健所で以下の事業を行っています。相談は碧南市役所福祉課でもお受けします。

◆ 精神保健福祉相談

不眠、情緒不安定、うつ、ひきこもり、幻覚、妄想、アルコール依存及び思春期の問題などのこころの健康に関すること、社会復帰に関すること、公的制度に関すること、家族の対応に関することなどの相談に応じています。（予約制）

〇医師による相談日時：毎月第１火曜日　１４：００～１６：００

〇申込先・開催場所：衣浦東部保健所地域保健課　電話（０５６６）２１－４７７８

医師による相談日以外にも精神保健福祉相談員・保健師による相談は随時受け付けておりますので、電話予約してから来所下さい。

愛知県精神保健福祉センターでも来所による相談を受けています。電話で相談内容を簡単にお聞きし、予約日を決めます。相談内容によっては、より適切な相談機関や医療機関を紹介させていただいたり、あるいはアドバイス等で終了することもあります。

〇受付時間：月曜日から金曜日（年末年始・祝日を除く）　９：００～１７：００

〇申込先・開催場所：愛知県精神保健福祉センター　電話（０５２）９６２－５３７７

◆ 精神保健福祉家族教室

心の病を持つ人の家族同士が交流を図ったり、心の病のこと、福祉制度等を学ぶ場を設けています。

〇開催日：奇数月の第４木曜日（３月のみ第２木曜日）

〇申込先・開催場所：衣浦東部保健所地域保健課　電話（０５６６）２１－４７７８

◆ 社会復帰教室

仲間同士の交流、生活のための自立訓練を目的に、心の病で通院治療中の方々が集う教室を開催しています。内容は、料理教室、レクリエーション、創作活動等です。

〇内容：第１・３水曜日　１０：００～１２：００「木彫・絵画」
　　　　第２水曜日　１３：００～１６：００「レクリエーション・ミーティング」
　　　　第４水曜日　１０：００～１４：００「生活学級　料理」

〇申込先・開催場所：衣浦東部保健所地域保健課　電話（０５６６）２１－４７７８

◆ こころの健康電話相談

広く心の健康に関して、匿名で電話相談を行っています。相談の秘密は厳守されます。

●あいちこころほっとらいん３６５

〇相談日時：年中無休　９：００～１７：００

○相談電話番号：（０５２）９５４－２８８１
○職場の人間関係や近所付き合い、家族関係の悩み、不安、自殺願望等こころの問題で悩みをお持ちの方の相談に幅広く対応します。

●保健医療福祉相談

○相談日時：月曜日～金曜日　１３：００～１６：００（年末年始、祝日等を除く）
○相談電話番号：（０５２）９７１－９９７７
○精神疾患、社会復帰、ひきこもり、思春期の悩み、薬物依存等、保健・医療・福祉に関する専門的な相談に対応します。

●なごやいのちの電話

○相談日時：年中無休　２４時間
○相談電話番号：（０５２）９７１－４３４３
○悩んでいる人達と互いによい隣人として心をかよわせ、電話を通して、悩みを聴き、心の支えになっていこうというボランティア活動です。

◆ こころの健康Ｅメール相談

インターネットを通じて相談をお受けしています。ご相談の内容に応じて、「ひきこもり相談」か「メンタルヘルス相談」を選択して相談をします。

○相談日時：年中無休　２４時間
○ホームページアドレス　　https://www.aichi-pref-email.jp/
○上記ホームページの「利用案内」をよくご覧ください。回答には、１０日前後かかる場合があります。

◆ 精神科救急情報センター

緊急に精神科に受診が必要なときに、電話で医療機関等の案内をします。

○相談日時：年中無休　２４時間
○相談電話番号：（０５２）３３９－１５８１
○現在精神科診療機関で治療を受けている場合は、その診療機関への受診が最優先されます。かかりつけの医療機関がある場合は、まず主治医と連絡をおとりください。

◆ その他

愛知県精神保健福祉センターでは、ホームページを開設し、精神保健福祉に関する様々な情報を提供しています。ひきこもりやうつ、自殺についても記載してあります。

○ホームページアドレス　　http://www.pref.aichi.jp/seishin-c/



６１　障害者スポーツ大会等の実施

障害者の方を対象とした、県や市内の団体が主催するスポーツ大会が毎年開催されています。また、障害者を対象としたスポーツ教室や指導者の養成も行っています。

- 愛知県身体障害者スポーツ大会（県大会の開催）
- ふれあいスポーツ大会（県大会の開催）…知的障害者対象
- 全国障害者スポーツ大会（選手の派遣）…身体障害者、知的障害者対象
- 全国ろうあ者体育大会（愛知県聴覚障害者協議会を通じて選手の派遣）
- 精神障害者スポーツ大会（県大会の開催）
- ふれあいスポーツ大会（市大会の開催）…碧南市内の障害者団体等が参加
- 障害者スポーツ指導員養成研修会

◆ 対象者

各事業によって異なります。詳しくは福祉課窓口でお尋ねください。

◆ 申請先・問い合わせ先

参加を希望される場合は、各主催者に申し込みが必要です。①②については、碧南市身体障害者福祉協会や所属している学校等から申し込みますが､個人的に参加を希望される方は、碧南市役所福祉課を通じて申し込みをしてください。

◆ その他

- 開催時期等詳しい内容については、市役所でお尋ねください。
- 愛知県社会福祉協議会障害者スポーツ振興センターのホームページでも詳細がわかります。　http://www.normanet.ne.jp/~ww100052/index.htm



６２　身体障害者相談員

身体障害者相談員は、身体障害者の身近な立場から、必要な相談に応じ適切な助言、指導を行うとともに、地域活動の推進、援護思想の普及等障害者の福祉の増進を図るために愛知県が設置しています。お気軽にご相談ください。

【身体障害者相談員】

・	永井　昭三	碧南市幸町３－７１	電話（０５６６）４１－８３７１
・	加藤　とみ子	碧南市西山町７－１０５－６	電話（０５６６）４１－７５５４

６３　知的障害者相談員

知的障害者相談員は、知的障害者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、地域活動の推進、援護思想の普及等障害者の福祉の増進を図るために愛知県が設置しています。お気軽にご相談ください。

【身体障害者相談員】

・	伊藤　里美	碧南市神有町６－１０３	電話（０５６６）４１－４８９７
・	牧野　昭彦	碧南市道場山町３－３４－２	電話（０５６６）４２－１５９６



６４　あいち発達障害者支援センター

あいち発達障害者支援センターは、発達障害（自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害【ＬＤ】、注意欠陥・多動性障害【ＡＤＨＤ】等）のある方及びその家族からの相談に対し、専門窓口や各地域での巡回相談で応じるとともに、情報提供、関係機関の職員研修や連絡調整等総合的な支援を行います。

◆ 電話による相談

○受付日時：毎週月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）
１０：００～１２：００　及び１３：００～１６：００

○相談専用電話：（０５６８）８８－０８４９

○１回あたりの相談は３０分をめどにしています。

◆ Ｅメール・ＦＡＸによる相談

○相談専用ＦＡＸ：（０５６８）８８－０９６４

○相談専用Ｅメールアドレス：asca@pref.aichi.lg.jp

○件名は『メール相談』『ＦＡＸ相談』としてください。

○内容によっては、来所相談や電話相談をお勧めすることがあります。

○できるだけ速やかにお返事を出すことを心がけていますが､スタッフ間でその内容を検討するのに一週間程度かかる可能性があります｡特に休日をはさむとそれだけ遅れてしまいますが、ご了承ください。

◆ 来所による相談

○受付日時：毎週月曜日～木曜日（年末年始・祝日を除く）
１０：００～１２：００　及び１３：００～１７：００

○予約電話：（０５６８）８８－０８１１（内線２２２２）

○予め電話予約が必要になります。

○来所相談では診断はできません。

◆ その他

・　詳しくは、あいち発達障害者支援センターまでお尋ねください。ホームページでは発達障害について様々な情報提供を行っています。

あいち発達障害者支援センター（愛知県心身障害者コロニー内）
春日井市神屋町７１３－８　電話（０５６８）８８－０８１１（内線２２２２）
ＦＡＸ（０５６６）２５－１４７０
ホームページ　http://www.pref.aichi.jp/hsc/asca/

６５　障害者の職業・就業相談

障害者の方の職業や就業に関する相談をお受けしています。

◆ 職業相談・紹介（ハローワーク）

障害者の職業の相談や職業紹介を行っています。

○刈谷公共職業安定所　碧南出張所（ハローワーク碧南）
碧南市浅間町１丁目４１番地
電話（０５６６）４１－０３２７　ＦＡＸ（０５６６）４８－２２６３

次のハローワークでは、手話による職業相談を行っています。相談日時は実施ハローワーク等にお尋ねください。

○名古屋中、名古屋南、名古屋東、名古屋北、豊橋、岡崎、豊田、刈谷ハローワーク

◆ 愛知障害者職業センター

就職を目指している方、職場で適応のための相談を希望される方等、また、事故や病気で休職している方で職場復帰に取り組まれている方のご相談や支援を提供しています。

○愛知障害者職業センター
名古屋市中村区椿町１－１６　井門名古屋ビル２Ｆ
電話（０５２）４５２－３５４１　ＦＡＸ（０５２）４５２－６２８１

◆ 西三河障害者就業・生活支援センター「輪輪（りんりん）」

職業生活における自立を図るために支援対象障害者に対して、自ら所有する施設における職業準備訓練の実施、就業に関する指導・助言を行います。

○西三河障害者就業・生活支援センター「輪輪（りんりん）」
岡崎市舞木町字山中町１２１
電話・ＦＡＸ：（０５６４）２７－８５１１

◆ その他

・　障害者を対象とした職業能力開発施設として、愛知障害者職業能力開発校、愛知県春日台職業訓練校の他、高等技術専門校に入学できる場合があります。詳しくは、ハローワーク等にお尋ねください。

○愛知県春日台職業訓練校（愛知県心身障害者コロニー内）
春日井市神屋町７１３－８　電話（０５６８）８８－０８１１（内線２７２２）
ＦＡＸ（０５６６）８８－０９４８

○愛知障害者職業能力開発校
愛知県豊川市一宮町上新切３３－１４
電話（０５３３）９３－２１０２　ＦＡＸ（０５３３）９３－６５５４

６６　障害者に関するマーク

街で見かける、障害者に関するマークについてご案内します。マークについては、各団体が著作権等を持っている場合があります。使用に当たっては各団体にご確認ください。

◆ 障害者のための国際シンボルマーク



障害をもつ人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマークです。障害をもつ人々が住みやすいまちづくりを推進することを目的として、１９６９年に国際リハビリテーション協会（RI）により採択されました。

個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なります。障害のある方が、車に乗車していることを、周囲にお知らせする程度の表示になります。

したがって、個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。駐車禁止を免れる、又は障害者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりませんので、ご理解の上ご使用下さい。

○問合せ先：財団法人日本障害者リハビリテーション協会
電話（０３）５２７３−０６０１　ＦＡＸ（０３）５２７３−１５２３

◆ 身体障害者標識（障害者マーク）



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する身体障害者標識（障害者マーク）で、やむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。

このマークの表示については、努力義務となっています。

○問合せ先：各警察署交通課

◆ 耳マーク



聞こえが不自由なことを表すマークです。耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを自己表現するために考えられました。

耳の不自由な方と話すときは「はっきりと口元を見せて話す」「筆談をする」などの配慮をお願いします。

○問合せ先：社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
電話（０３）３２２５−５６００
ＦＡＸ（０３）３３５４−００４６

◆ 聴覚障害者シンボルマーク（国際マーク）



このマークは､世界ろう連盟(WFD)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。１９８０年に一般に紹介されてからは、いくつかの国で定期刊行物やポスターに使用されています。

また、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所でも使用されています。

日本国内では、あまり使用されていません。

○問合せ先：世界ろう連盟

◆ オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

○問合せ先：社団法人日本オストミー協会
電話（０３）５６７０－７６８１
ＦＡＸ（０３）５６７０－７６８２

◆ ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは､盲導犬･介助犬･聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークをみかけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いいたします。

○問合せ先：厚生労働省社会参加推進室　電話（０３）５２５３－１１１１

○ほじょ犬マークのシールは、福祉課窓口でも配布しています。

◆ ハートプラスマーク



「身体内部に障害のある方」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）の障害のある方は外見から分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい､といったことをじっと我慢されている方がいます。このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障害について理解し、配慮する必要があります。※このマークは、内部障害の方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。

○問合せ先：内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会

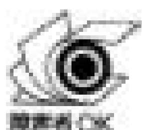
Eメール：info@heartplus.org　ＦＡＸ（０５２）７１１－０１８０

◆ 盲人のための国際シンボルマーク



視覚障害を示す世界共通のシンボルマークです。
このマークは、手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよいとされています。
○問合せ先：社会福祉法人日本盲人福祉委員会
電話（０３）５２９１－７８８５
ＦＡＸ（０３）５２９１－７８８６

◆自由利用マーク（「障害者のための非営利目的利用」ＯＫマーク ）



著作物を創った人（著作者）が、自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、その意思を表示するためのマークとして「自由利用マーク」があります。
そのうちの一つに「障害者のための非営利目的利用」ＯＫマーク があり、このマークは、障害者が使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的利用を認めるマークです。（変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども含まれます）
○問合せ先：文化庁著作権課　電話（０３）５２５３－４１１１

◆ ＥＹＥマーク



「ＥＹＥマーク」は、目の不自由な人やその他の理由で活字のままでは本をはじめとする印刷媒体を読めない障害者のために、本等が出版された段階で録音図書や拡大写本を作成してもよいことを著作者が予め宣言するものです。
○問合せ先：ＥＹＥマーク・音声訳推進協議会
電話・ＦＡＸ（０３）３９７８－４０２１

◆ ハートフルマーク（ハートを囲む文字は他の文章に変更されている場合があります）



このマークは、あたたかいハートの中で、障害者と経営者が、ともに手を取り合って働く姿をデザインしたもので、人のやさしさをハートの笑顔で表現しています。社団法人全国重度障害者雇用事業所協会の会員事業所が取り扱う製品、商品等に表示して、会員事業所が重度障害者を多数雇用し、障害者にやさしい企業であることを一般に訴えることにより、その製品、商品等の購買力を高めるとともに官公需や民需の受注促進を図り、もって会員事業所の連帯意識の高揚と事業所経営及び障害者の雇用の安定に資するものです。
○問合せ先：社団法人全国重度障害者雇用事業所協会
電話（０３）３５７８－１３６１　ＦＡＸ（０３）３５７８－１３６２

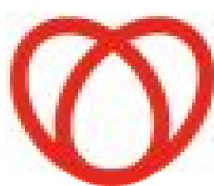
◆ グリーンフラッグ　海の障害者マーク



国際シンボルマーク（車椅子マーク使用承認済）を取り入れ、マリンイラストレーターの Tadami 氏がデザインしたもので、障害者が乗船する小型船舶、バリアフリーの小型船舶及びこれらの船が係留できる海上施設などに表示されています。

○問合せ先：特定非営利活動法人ヨットエイドジャパン
電話（０３）３６２７－８９８９
Ｅメール　khc03073@nifty.ne.jp

◆ ハートビル法シンボルマーク



お年寄りや車いすを利用する方、目の不自由な方、耳の不自由な方等が利用しやすい建築物として、ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）によって認定された建築物の入口等に表示されています。

○問合せ先：（財）建築技術教育普及センター気付
人にやさしい建築・住宅推進協議会事務局
電話（０３）５５２４－３１０８
ＦＡＸ（０３）５５２４－３２２３

◆ 愛知県　人にやさしい街づくりの推進に関する条例　適合証



愛知県では、高齢者、障害者等を含むすべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる人にやさしい街づくりの推進を図るため、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」を定めています。その条例に定める整備基準に適合している施設には、申し出により適合証を交付しています。

○問合せ先：愛知県建設部建築担当局建築指導課
電話（０５２）９５４－６５９０
ＦＡＸ（０５２）９５１－０８４０

６７　障害者関係団体の紹介

碧南市では、障害を持った方たちが様々な活動をしています。市内で活動する障害者団体を紹介します。活動内容・時間等の問合せは、下記の連絡先へお願いします。

◆ 碧南市身体障害者福祉協会

心身障害者福祉センターでの各種講座・教室などデイサービス事業に参加、社会見学やレクリエーションを実施

○連絡先：事務局　心身障害者福祉センター　　電話（０５６６）４８－１７２０
　　　　　会長　山田　廣治　　電話（０５６６）４２－２４１７

◆ 碧南市手をつなぐ育成会

知的障害者を中心に身体障害者も加わり、心身障害者福祉センターでひなまつり会を実施するほか、他の団体と共催でふれあいスポーツ大会などを実施

○連絡先：副会長　牧野　昭彦　　電話（０９０）３９６８－８８１４

◆ 碧南市肢体不自由児父母の会

心身障害者福祉センターでリハビリ学習会や一日保育、生活体験事業等を実施

○連絡先：会長　平岩　秀美　　電話（０５６６）４１－６００７

◆ 碧南・高浜聴力障害者協議会

聴覚障害者が、心身障害者福祉センターで手話講座に参加、手話サークルの交流会などを実施

○連絡先：副会長　石田　貴紀　　ＦＡＸ（０５６６）４６－９９２３

◆ 碧南・高浜地域精神障害者家族会あおみ会

精神障害者の家族間の交流及び助け合い、精神障害者の小規模作業所あおみＪセンターの運営協力

○連絡先：事務局　あおみＪセンター　　電話（０５６６）４６－８２９５

◆ 障害者関係のボランティア団体

碧南市社会福祉協議会ボランティアセンターでご紹介します。詳しくはお尋ねください。

○碧南市社会福祉協議会ボランティアセンター　　碧南市山神町８－３５
　電話（０５６６）４６－３７０２　ＦＡＸ（０５６６）４８－６５２２

◆ その他

その他にも関連する団体をご紹介できる場合があります。詳しくは、福祉課窓口でお尋ねください。

６８　碧南市内の障害者関係施設・事業所

碧南市内の障害者関係施設・事業所等を紹介します。碧南市外にも施設・事業所はあります。詳しくは、福祉課窓口までお尋ねください。

【通所施設】

◆碧南市心身障害者福祉センター

各種講座・教室などデイサービス事業を行っています。
碧南市山神町８－７６
電話（０５６６）４８－１７２０　　FAX（０５６６）４２－５３７７

◆碧南ふれあい作業所

主に知的障害者が通う施設（知的障害者援護施設：旧授産施設）です。
碧南市中山町１－１６－１
電話（０５６６）４６－２９４１　　FAX（０５６６）４６－２９４０

◆ふれあい福祉園ガイア

主に知的障害者が通う施設（知的障害者援護施設：旧更生施設）です。短期入所（ショートステイ）を併設しています。
碧南市中山町１－７
電話（０５６６）４８－３９８０　　FAX（０５６６）４６－９３５２

◆あおみＪセンター

主に精神障害者が通う施設（精神障害者小規模作業所）です。
碧南市篭田町４－１１２
電話・FAX（０５６６）４６－８２９５

【共同生活住居（グループホーム・ケアホーム）】

◆ふれあいハウス

主に知的障害者が共同で生活しています。
碧南市福清水町４－３０
電話・FAX（０５６６）４６－８１７０

【居宅介護（ホームヘルパー）事業所、移動支援】

◆碧南ふれあい訪問介護事業所

碧南市山神町８－３５（碧南市社会福祉協議会内）
電話（０５６６）４６－３７０２　　FAX（０５６６）４８－６５２２

◆ふれあい支援センター
碧南市中山町１－７（ふれあい福祉園ガイア内）
電話（０５６６）４６－２９４１　　FAX（０５６６）４６－２９４０

◆はーねすケアセンター
碧南市東浦町１－３９－２８（やさしい手内）
電話（０５６６）４３－７３３３　　FAX（０５６６）４３－７３３４

◆クローバーケアステーション
碧南市坂口町１－５３－５
電話（０５６６）４８－４２８９　　FAX（０５６６）４８－０３７６

【指定相談支援事業所】

◆碧南ふれあい相談支援事業所
碧南市山神町８－３５（碧南市社会福祉協議会内）
電話（０５６６）４６－３７０２　　FAX（０５６６）４８－６５２２

【日中一時支援】

◆ふれあい福祉園ガイア
碧南市中山町１－７
電話（０５６６）４６－２９４１　　FAX（０５６６）４６－２９４０

◆はーねすケアセンター
碧南市東浦町１－３９－２８（やさしい手内）
電話（０５６６）４３－７３３３　　FAX（０５６６）４３－７３３４

